



# 清水町景観計画

みんなでつくろう 柿田川の流れる美しい庭のまちプラン

平成29年6月  
清水町



## ごあいさつ



清水町は、日本一の湧水量を誇る天然記念物“柿田川”があり、湧き間などの特徴的な水中の景観、多くの動植物の生育・生息地となる水辺や周辺の樹林地は、美しい自然の景観となり町のシンボルとなっています。また、世界文化遺産である富士山や、徳倉山など周囲の山々の眺望景観、狩野川や黄瀬川、境川などからなる雄大な河川景観を有し、生活にゆとりと潤いを与える自然の景観に恵まれ、本町が推進する人にやさしいまちづくりに大いに寄与しています。

一方、国道1号が平坦かつコンパクトな市街地を形成する町域を横断し、交通結節点への至近性など良好な地理的条件により、にぎわいのある商業地・工業地の景観とともに、県下一人口密度の高い住宅都市として発展してきた住宅地の景観も共存しています。

近年は、経済性や機能性、効率性が重視された急速な都市化の終息に伴い、美しいまちなみなどの良好な景観に対する関心が高まり、価値観の転換期を迎えたことから、平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本町におきましても、良好な景観の形成に関する様々な取組を行うため、平成27年5月に景観行政団体となりました。この度、清水町景観条例に基づき、本町における景観づくりの考え方や目標、基本方針を示すとともに、町民・事業者・行政がひとつになり、景観づくりに取り組む指針となる清水町景観計画を策定いたしました。

本計画では、「みんなでつくろう柿田川の流れる美しい庭のまち」を目標とし、本町の豊かな自然の景観や暮らす人々がつくりあげた景観を守り、育てることは、町の将来像である「ここちよく住み続けたいくなるまち」を実現する大切な要素となることから、良好で魅力ある景観まちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました清水町景観計画策定委員会の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただきました町民の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成29年6月

清水町長 山本 博保



## 清水町景観計画 目次

第1章	清水町景観計画の概要	
1-1	策定の意義	1
1-2	位置づけと役割	2
1-3	清水町の景観特性	3
1-4	景観づくりの課題	5
第2章	景観計画の区域	7
第3章	良好な景観の形成に関する方針	
3-1	景観づくりの基本的考え方	8
3-2	景観づくりの目標	9
3-3	景観づくりの基本方針	10
	基本方針1 柿田川などの美しい自然の景観を守り・活かそう	12
	基本方針2 町の歴史を伝える景観を大切にしよう	21
	基本方針3 交流の中心となる公共施設景観をつくろう	23
	基本方針4 人々が行き交う沿道景観をつくろう	25
	基本方針5 みどりの庭がつながる住宅地の景観をつくろう	27
	基本方針6 周辺環境に調和する産業景観をつくろう	32
	景観方針図	34
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限	
4-1	届出対象行為	36
4-2	景観形成基準	38
4-3	景観形成重点地区指定の方針	44
第5章	景観重要建造物・景観重要樹木指定の方針及び景観重要公共施設指定の方針	
5-1	景観重要建造物指定の方針	45
5-2	景観重要樹木指定の方針	46
5-3	景観重要公共施設指定の方針	46
第6章	計画の実現のための様々な方策	
6-1	町民の主体的な景観まちづくりを進めるための方策	48
6-2	先導的に清水町らしい景観整備を進めるための方策	50
6-3	他分野と連携した景観まちづくりを進めるための方策	52
第7章	計画の推進体制と進行管理	
7-1	町民・事業者・行政の役割	53
7-2	推進体制	54
7-3	進行管理	56
	資料編	



## 第1章 清水町景観計画の概要

### 1-1 策定の意義

清水町は豊富な湧水からなる柿田川が流れ、その美しく特徴的な景観は町のシンボルとなっています。また、富士山や徳倉山など周囲の山々の眺望景観、狩野川や黄瀬川、境川などからなる雄大な河川景観等を有し、自然の豊かな景観に恵まれた町です。

用水がそこかしこに流れる田園景観や、みどり豊かな屋敷林・社寺林を持つ集落や社寺などは、農業を営み成長した町の歴史を伝えています。

一方、国道1号が横断し大きな都市に隣接する良好な条件により、多くの工場や沿道型の大規模な商業施設が次々に立地するとともに、住宅都市としても発展してきました。市街化が進展するにつれ、景観への配慮に欠けた建築物等の増加、農地の転用による田園景観の消失など、景観上の様々な課題が見られるようになりました。

清水町の豊かな自然の景観や暮らす人々が作りあげた景観を守り、育てることは、町への愛着を育むとともに、町の格を上げ、町の将来像である「ここちよく住み続けたいくなるまち」を実現する大切な要素となります。

このような観点から、清水町における景観づくりの考え方や目標、基本方針を示すとともに、町民・事業者・行政がひとつとなり、景観づくりに取り組む指針となる清水町景観計画（以下、本計画という）を策定しました。

本計画をスタート地点として、清水町の持つ景観上の様々な課題に対応するとともに、魅力ある景観づくりを積極的に進め、美しく持続可能な景観まちづくりを進めていきます。



図 清水町周辺

## 1-2 位置づけと役割

本計画は、「第4次清水町総合計画」に即すとともに、「東駿河湾広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」や「第2次清水町都市計画マスタープラン」等に適合し、さらに、県土全体の景観づくりの指針と主要方策などを体系的に示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」とも連携・調整を図ることとしています。

また、本計画は、景観法（以下、法という）に基づく景観計画であることに加え、清水町における景観の目標や方向性を示す景観づくりのマスタープランの役割を兼ねるものがあります。

これらの位置づけを踏まえ、景観づくりの方向性を示すとともに、町民・事業者・行政が連携して景観まちづくりを進めていくための共通の指針としての役割を担います。

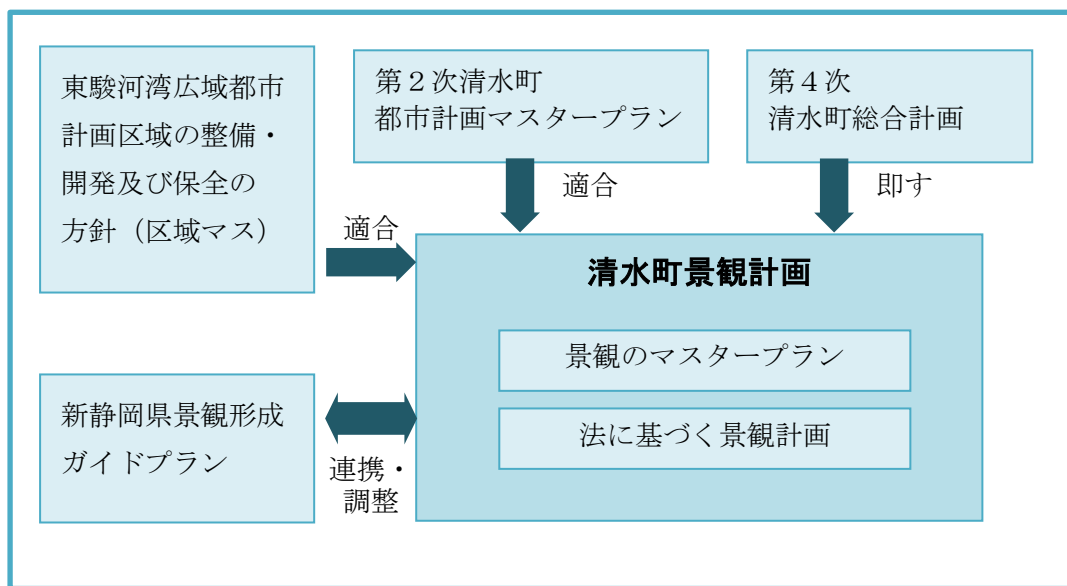


図 計画の位置づけと役割



## 1-3 清水町の景観特性

景観特性を以下に整理します。

### (1) 立地条件と歴史的背景

- ・清水町は、静岡県東部地域の駿東郡に属し、伊豆半島の基部に位置しています。南西は沼津市、東は三島市、北は長泉町に接しています。
- ・町の南部に徳倉山、中央部に本城山を有するほかは、大半は標高 10~20mの平坦地であり、米作を中心とした農村として成長してきました。
- ・明治 17 年には 12 の村が集まって組合村をつくり、明治 22 年、町村制の施行により徳倉村が合併して清水村が成立し、昭和 38 年には町制が施行され、現在に至っています。
- ・明治期から昭和 30 年代より以前は土地利用の大きな変化はありませんでしたが、町制の施行と前後して、繊維関連産業から自動車関連産業の進出、沼津市・三島市のベッドタウン化による宅地化の急速な進展に伴い、農業主体型から商工業型へと移行し、様相が変化してきています。
- ・昭和 47 年沼津卸商社センター（卸団地）の完成に伴い企業集積が進み、多分野の企業、卸事業者による活発な産業展開が進んでいます。また、交通の要衝である国道 1 号沿道には、大型店が出店し、交通の便を活かした新たな商業ゾーンを形成しています。
- ・柿田川周辺は市街化区域となっており市街化が進んでいますが、トラスト運動など住民主体の活発な環境保全活動が行われています。柿田川は、昭和 57 年に都市緑地に、平成 23 年には国指定天然記念物となり、自然環境豊かな清水町を象徴するシンボルになっています。

### (2) 自然の景観

- ・日本一の湧水量を誇る柿田川は、清水町の景観を代表するものとなっています。住民主体の活動により自然環境の保全が図られており、湧き間などの特徴的な水中の景観、多くの動植物の生育・生息地となる水辺や周辺の樹林地は、美しい自然景観となっています。
- ・狩野川・黄瀬川・境川をはじめとする大小の河川が町内を流れ、河川の合流や流れの様々な表情を楽しめる景観が身近に存在しています。また、丸池では湧水からなる水辺の景観を楽しむことができます。
- ・河川の沿岸部や丸池をはじめとし、町の各所で富士山や徳倉山、箱根山麓等への良好な眺望景観を有しています。また、町の中央部、狩野川と柿田川の合流部に位置する本城山は町のランドマークであり、また、山頂は周辺地域を一望できる眺望点となっています。
- ・広がる田園と小さな河川や用水路が流れる景観は、古くからの穀倉地帯であった町の原因風景ともなっていますが、資材置き場や駐車場への転用が多く見られます。

### (3) 歴史・文化の景観

- ・昔ながらの集落地には、社寺が多く、それを取り巻く社寺林は清水町の貴重な樹林地景観となっています。また、集落地は屋敷林や生垣の多いみどり豊かな景観であるとともに、長屋門や蔵など歴史ある建物が一部に残されており、農村集落の歴史を感じる景観となっています。
- ・旧東海道は、松並木や一里塚などが保全・復元されているほか、歴史ある建物や松等を中心とした生垣が連続し、街道の歴史を感じる景観となっています。

### (4) 暮らしの景観

- ・住宅地は、昔ながらの集落地をもとに発展し、その面影を残す地区が存在しています。面的な整備はほとんど行われていませんが、宅地化要望が多く、建物の用途や色彩、意匠等の様々な住宅が次々に立ち並ぶ景観となっています。住宅の庭には、生垣や庭木、草花等が植栽されているほか、地域住民の手による花壇等の植栽が見られます。
- ・国道1号沿道に郊外型の大型商業施設が集積し、多くの人々が来訪するにぎわいのある商業景観が形成されています。またその他の主要道路沿道にも郊外型の商業施設が多く立地しており活気のある景観となっていますが、建物や広告物の意匠等は統一感に欠ける景観となっています。
- ・工業地は、町北西部の工業地域に多く、一部では植栽等による景観配慮が見られますが、多くは高い塀に囲まれるなど無機質な景観となっています。
- ・多くの町民が利用する公共建築物の多くは、ユニバーサルデザインの導入が図られています。また、植栽によりみどり豊かな景観が形成されていますが、建物の意匠等は施設により様々となっています。
- ・柿田川公園や総合運動公園、狩野川ふれあい広場などの公園や広場等は、樹木や草花の保全や植栽により豊かなみどりの景観となっています。オープンスペースには多くの人々が訪れ、憩いの景観が見られます。

## 1-4 景観づくりの課題

景観づくりの課題を以下に整理します。

### (1) 清水町独自の自然景観・眺望景観の保全・活用

- ・ 柿田川の中水景観など、町独自の自然景観の保全
- ・ 富士山や徳倉山、箱根連山への眺望景観の保全
- ・ 観光資源ともなる自然を楽しめる眺望点の形成などの空間づくり

### (2) 旧東海道や農村集落の歴史を感じる景観の維持

- ・ 旧東海道の歴史を伝える要素の維持（社寺・建物・一里塚・松並木等）
- ・ 農村集落の歴史を伝える要素の維持（社寺・建物・道祖神等）
- ・ 都市型農業の展開等、他分野の施策との連携による農地景観の維持

### (3) 清水町らしい住宅地景観の形成

- ・ 柿田川・狩野川の河川のみどりを活用した住宅地景観の形成
- ・ 徳倉山のみどりと調和した住宅地景観の形成
- ・ 住民一人ひとりの緑化や意匠の工夫による景観への配慮の充実
- ・ 周辺景観へ配慮のない建物等の景観コントロール
- ・ 住宅都市らしい特徴のある住宅地景観の形成

### (4) 景観づくりのモデルとなる公共施設景観の形成

- ・ 湧水・公園通り周辺におけるみどりのシンボルロードの維持
- ・ 町役場等の公共施設の緑化の維持及び公共施設の景観配慮
- ・ 都市計画道路や公園等の整備の際の景観形成

### (5) 開発行為など大規模な事業の際の景観コントロール

- ・ 適正な土地利用の誘導等、他分野の施策の連携による無秩序な市街化の抑制
- ・ 新たな土地利用の際の景観誘導の仕組みづくり
- ・ 雑種地利用（資材置場や駐車場など）等、移り変わる途中における景観誘導

### (6) 道路の役割に応じた沿道景観のコントロール

- ・ 国道1号沿道における清水町の玄関口となる景観の形成
- ・ 主要道路沿道における屋外広告物や建物等の景観誘導
- ・ 地域の主要軸となる道路景観の形成

### (7) 周辺環境に調和した産業景観の形成

- ・ 商業地におけるにぎわい景観の形成
- ・ 工業地における周辺の居住景観への配慮
- ・ 卸団地周辺における統一感ある景観づくり



## 第2章 景観計画の区域

景観特性や景観づくりの課題を踏まえ、清水町の景観計画区域は町域全域とします。

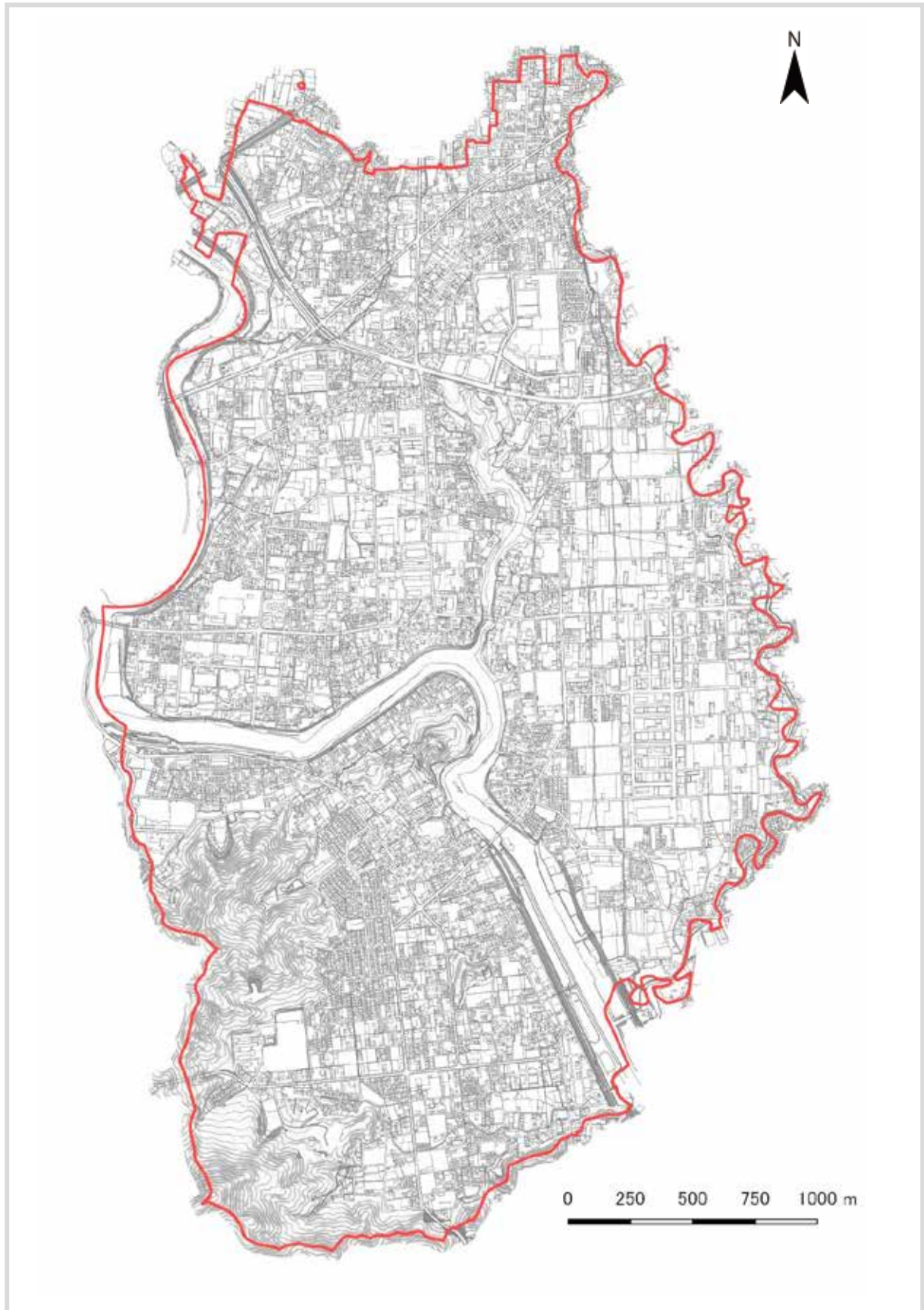


図 景観計画区域

## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

景観づくりの基本的考え方及び目標、基本方針を以下のように定めます。

### 3-1 景観づくりの基本的考え方

#### (1) 清水町らしい景観づくり

- ・清水町は柿田川の景観や富士山の眺望景観など、特徴的な自然景観を有しています。集落地には社寺や屋敷林のある住宅、道祖神など農村集落の歴史や、旧東海道沿道の歴史を伝える景観があります。また、近年住宅都市として発展し、暮らす人々が美しく整えた家々が並び、みどり豊かな庭の多い住宅地景観も清水町らしい景観のひとつとなっています。
- ・時とともに移り変わる自然や歴史、人々の暮らしの中で、どんな景観を守り、育てるべきかを継続的に追求していきます。

#### (2) 新しいものが次々と生まれる地域の景観づくり

- ・清水町は、様々な施設の立地条件に恵まれており、工場や商業施設、住宅などが次々と立地しています。そのため、地域によっては、工場と住宅等の建物用途の混在や社寺の隣に高層建築物が立地するなど、新旧の建物の混在等による不調和も目立ちます。
- ・近年は高層マンションの立地や市街化調整区域における雑種土地利用の増加、道路沿道への特異な外観の建築物の増加など、景観への配慮が必要となるケースも多く見られることから、こうした景観を取り巻く状況に適切に対応していきます。

#### (3) 人々の心に訴え、広げる景観づくり

- ・景観づくりは、行政だけでなく、町民、事業者、関係団体等様々な主体が協力し取り組むことが重要です。また、景観づくりには長い時間がかかるため、ゆっくりと着実に取組を進める必要があります。
- ・まず、清水町の水やみどり、歴史や人々の暮らしぶりからつくられる景観に触れてもらうこと、人々の心にこの景観の大切さを訴えることから始めます。そして、美しい景観をつくるために考え、行動する環境を整えることにより、清水町に暮らす全ての人々に、景観づくりを広げていきます。

### 3-2 景観づくりの目標

豊富な湧水からなる美しい柿田川の景観は、清水町を象徴する宝物です。そのまわりには草花や樹木に彩られた穏やかな人々の暮らしの景観が広がり、遠くには富士山をはじめとした山々を眺望することができます。

清水町全体が、山々のふもとに広がり、美しい柿田川が流れる、みどり豊かな庭のようです。このような環境の中で、その美しさを守り・活かす景観を、町に暮らすみんなでつくっていくことにより、こちよく、住み続けたいくなる美しいまちを目指します。

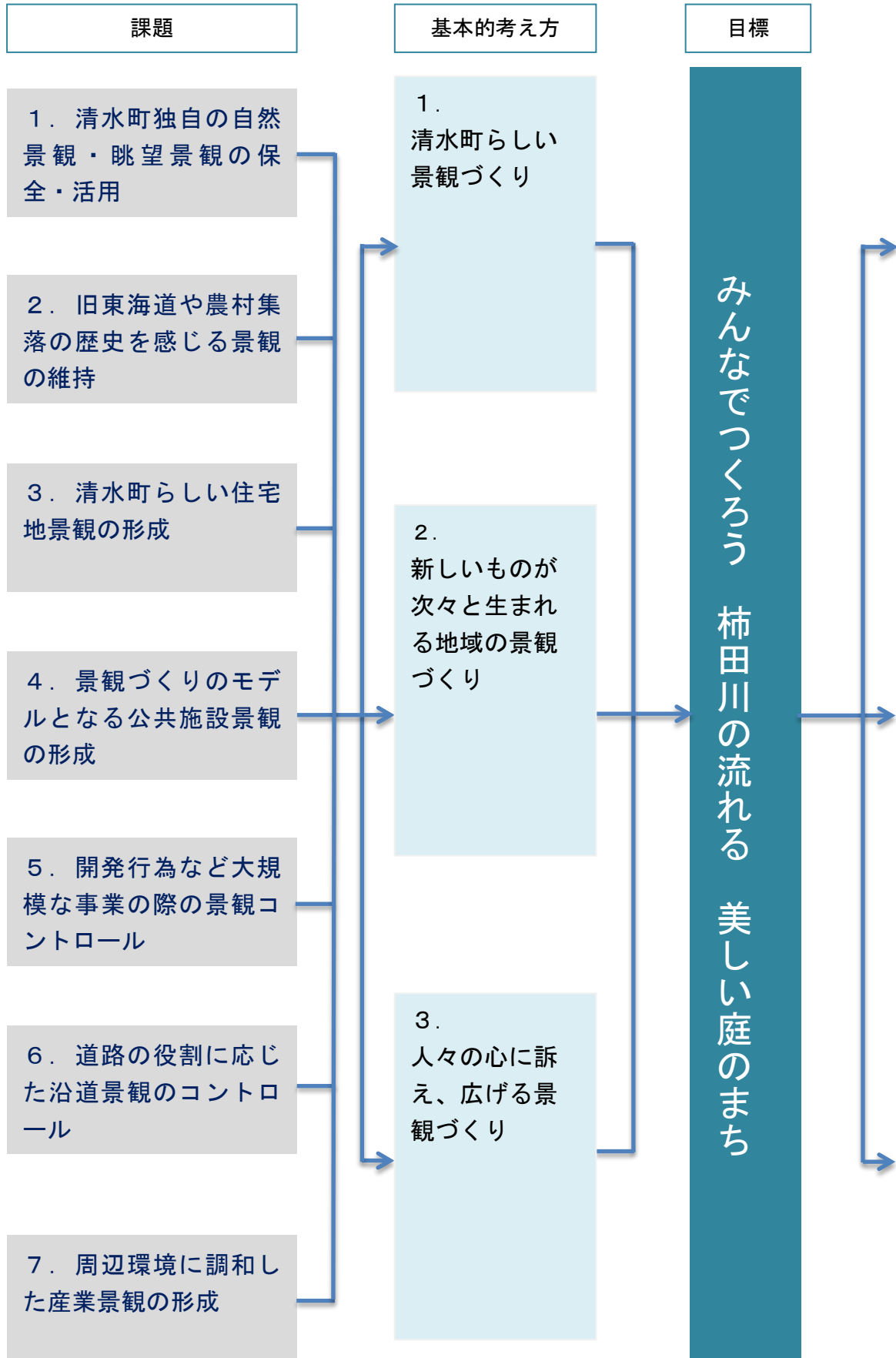
**目標 みんなでつくろう 柿田川の流れる 美しい庭のまち**



また、本計画を多くの人々とともに進めるに当たり、景観づくりの目標を印象づけ、親しみあるものとするよう、本計画の愛称を ～柿田川の流れる美しい庭のまちプラン～ とします。

### 3-3 景観づくりの基本方針

景観形成の目標「みんなでつくろう 柿田川の流れる 美しい庭のまち」の実現を目指し、以下のように景観づくりの基本方針を定め、体系的に示します。





基本方針

町全体で大きな庭をつくる	1 柿田川などの美しい自然の景観を守り・活かそう —自然の景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①柿田川の景観を守り・そのすばらしさを広く伝えよう</li> <li>②狩野川・黄瀬川・境川などの河川や水辺の景観を守り・活かそう</li> <li>③富士山や徳倉山などの眺望景観を守り・活かそう</li> <li>④社寺林などの身近な樹林地景観を守り・活かそう</li> <li>⑤田園景観を守り・活かそう</li> <li>⑥水辺とみどりの景観ルートをつくろう</li> </ul>
	2 町の歴史を伝える景観を大切にしよう —歴史と文化の景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①旧東海道の歴史を伝える景観を大切にしよう</li> <li>②農村集落の歴史を伝える景観を大切にしよう</li> </ul>
地域で中くらいの庭をつくる	3 交流の中心となる公共施設景観をつくろう —公共施設の景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多くの人が集う中心拠点の景観をつくろう</li> <li>②景観づくりのモデルとなる公共建築物の景観を整えよう</li> <li>③町への愛着を育む学校や公園の景観をつくろう</li> </ul>
	4 人々が行き交う沿道景観をつくろう —道路沿道の景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町の玄関口となる沿道景観をつくろう</li> <li>②町の骨格となる道路の沿道景観を整えよう</li> <li>③地域のシンボルとなる沿道景観をつくろう</li> </ul>
ひとりひとりが小さな庭をつくる	5 みどりの庭がつながる住宅地の景観をつくろう —住まいの景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の魅力を活かし、周囲と調和した住宅地景観をつくろう</li> <li>②秩序ある住宅地景観をつくろう</li> <li>③一人ひとりが庭などの住宅地のみどりづくりに取り組もう</li> </ul>
	6 周辺環境に調和する産業景観をつくろう —商業地・工業地の景観—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①魅力ある商店の景観をつくろう</li> <li>②にぎわいの生まれる商業地の景観をつくろう</li> <li>③統一感ある卸団地の景観を整えよう</li> <li>④周辺環境に調和する工業地の景観をつくろう</li> </ul>

## 基本方針1 柿田川などの美しい自然の景観を守り・活かそう

清水町を象徴する柿田川の景観を守り、多くの人に広くPRするとともに、特徴となる河川・水辺の景観、富士山や徳倉山などの眺望景観を守り、活かすことで、暮らしの中で自然の美しさを楽しめる景観づくりを進めます。

### ①柿田川の景観を守り・

そのすばらしさを広く伝えよう

#### 【水域の自然景観】

○富士山に由来する豊富な湧水、大小多数が存在する湧き間などの水中の景観、ミシマバイカモをはじめとした貴重な水草に覆われた景観、安定した水環境に育まれる多くの動物が生息する景観など、柿田川の水域の豊かな自然景観の保全を図ります。

#### 【陸域の自然景観】

○切り立った崖にムクノキやエノキ、ケヤキ、クヌギ等で構成される河畔林の豊かなみどり景観は、多様な生物のすみかとなるほか、周辺の市街地からも眺めることのできる豊かなみどりの景観として保全を図ります。

#### 【施設景観】

○柿田川の護岸や工作物等の維持管理に当たっては、規模・形態・色彩・材質等において、柿田川や周辺のみどり等との調和に配慮し、美しい河川景観の保全を図ります。

○水道施設や教育施設などについては、管理者との協議のもと、建築物等の形態・意匠、色彩等に対する配慮を要請します。また、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)-静岡県の公共事業における景観配慮の指針-(以下、ふじのくに色彩・デザイン指針という。)」に沿った整備を基本とします。

○柿田川公園内の施設については、柿田川の美しさを引立てるものとなるよう、建築物等の形態・意匠、色彩等に対する配慮を図ります。また、ふじのくに色彩・デザイン指針に沿った整備を基本とします。

—こんな景観を大切にします—



湧き間は、湧水の豊かさと美しさを感じることができます



水辺は豊かなみどりの景観となっています



清水小学校教材園では様々な自然を観察するため子どもたちに利用されています



公園部分は自然の中で多くの人々が憩い楽しむ景観となっています



国道1号沿道の公園入口は、豊かな樹林地のシンボリックな景観となっています

### 【活動景観】

- 柿田川の自然景観を守るため、町や町民団体等により開催される柿田川の自然の保護活動や触れ合い活動について、積極的な参加を図ります。
- 柿田川の湧水の量や美しさを体感できる機会の創出や空間づくりを積極的に検討します。



地域住民による清掃活動が行われています



子どもたちが柿田川にふれあう機会を創出しています

### 【眺望景観】

- 柿田川公園内の第一展望台、第二展望台は、柿田川の眺望点として、眺望の確保と修景整備を図ります。
- 柿田橋は、柿田川の眺望点として、修景整備を図ります。
- 柿田川の周辺では、自然環境に十分配慮しつつ、新たな眺望点を発掘し、整備を図ります。



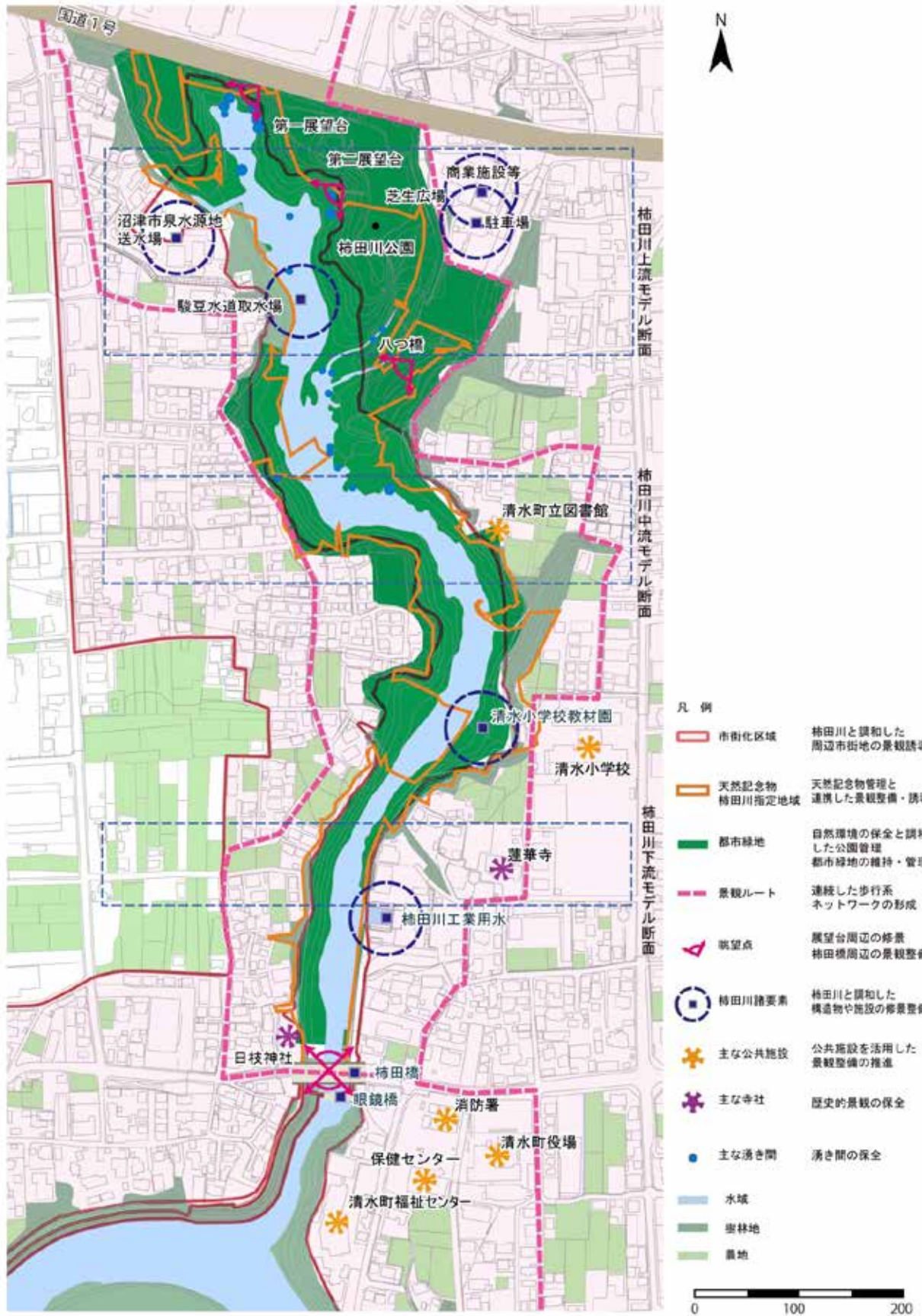
第二展望台からは、真っ青な水をたたえた湧き間を眺望することができます

### 【周辺市街地景観】

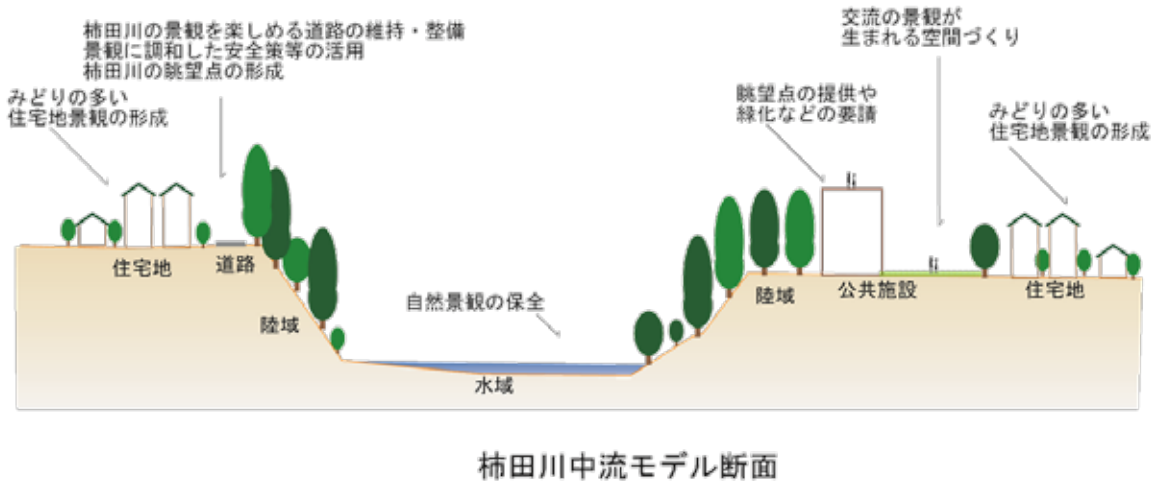
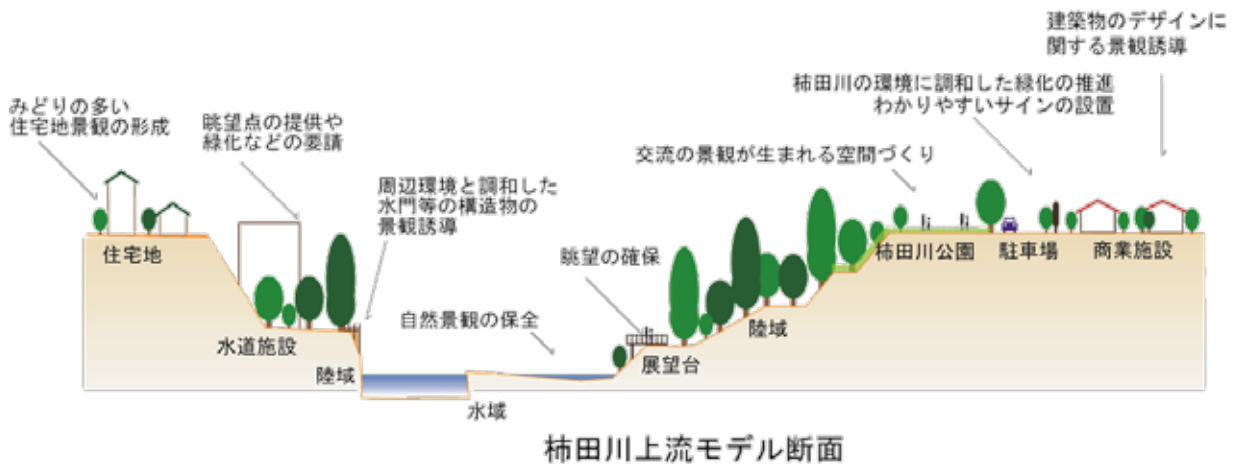
- 柿田川を訪れる方が利用する駐車場や柿田川公園と一体的に利用されている商業施設等については、柿田川と調和する景観となるよう配慮します。
- 柿田川周辺の市街地では、柿田川の美しさと調和するよう配慮します。建築物等の建築に当たっては、眺望点からの見え方に配慮します。
- 柿田川の美しい景観を楽しみながら暮らせるまちとなるよう、柿田川を眺望できる空間の提供や修景について、広く協力を呼びかけ、実施します。



柿田川公園に隣接する商業施設は、多くの来訪者の憩いの場となっています



柿田川景観方針図<平面図>



柿田川景観方針図<断面図>

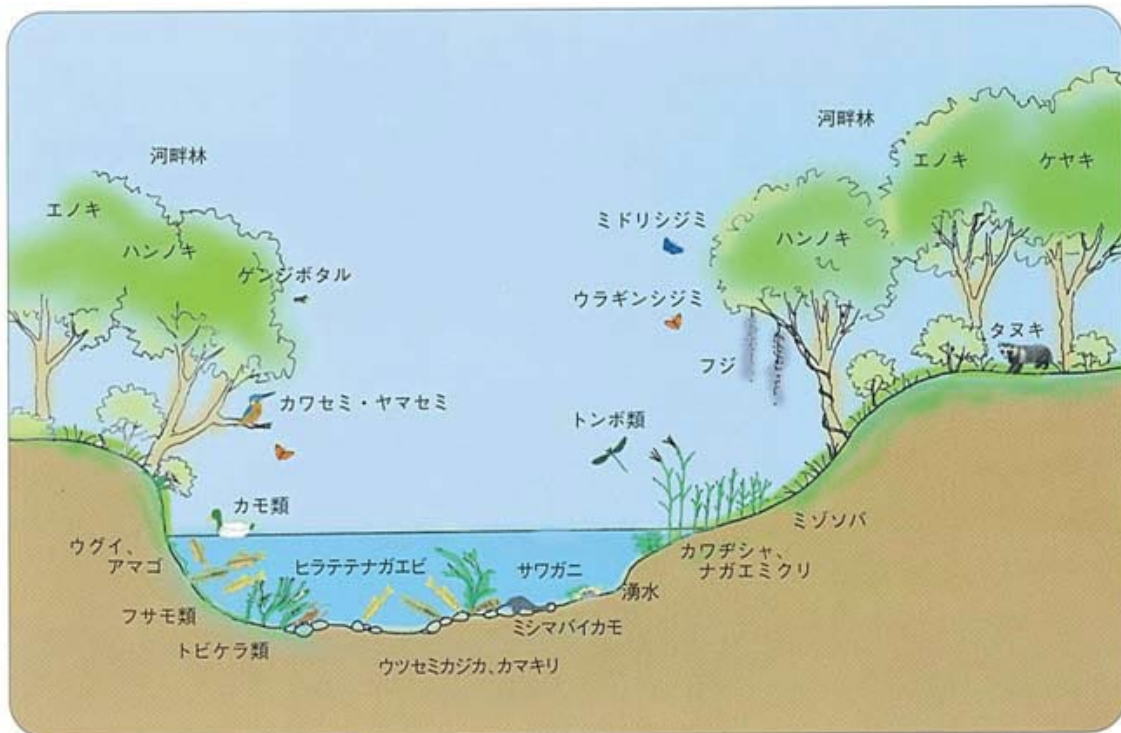
※モデル断面…柿田川上流・中流・下流それぞれに周辺の主要な景観構成要素をあわせて作成。

■柿田川の景観構成要素

	区分	主要要素
自然的要素 【水域】 【陸域】	湧水	柿田川・湧き間
	動物	アユ、サワガニ、カワセミ、アオハダトンボ、カヤネズミなど
	植物	保護されている水生植物 ミシマバイカモ、ヒンジモ、カワジシャ、ナガエミクリ、オオアカウキクサ
	主な樹木	ケヤキ、エノキ、ハンノキ、ヤブニッケイ、クスノキ、アオキ
歴史的要素	貴船神社	コンクリート鳥居、木製鳥居、社殿、手水舎
	埋蔵文化財包蔵地	泉頭城跡
社会的要素	柿田川公園施設	展望台、八ツ橋木道、湧水広場、案内掲示板・案内板、説明版・注意札等、ベンチ、工場排水口跡、安全柵・立入り禁止ロープ、階段、四阿、管理棟、せせらぎ、ベンチ、花壇、トイレ、池・噴水、記念碑・石碑等、築山、外灯、駐車場
	清水小学校自然観察園	フェンス、門扉、倉庫、石碑、階段、木道、池、水路
	水道施設	駿豆水道八幡取水場取水地(取水門、調整門、取水スクリーングート、石積護岸) 柿田川工業用水道堂庭取水場、長沢・柿田地区農業用水ポンプ、沼津市泉水源地送水場
	その他	環境護岸、石積護岸、排水路
	眼鏡橋	眼鏡橋
柿田川周辺		国道1号、公共施設、商業施設、駐車場、住宅等

資料：天然記念物柿田川保存管理計画に加筆

■柿田川の生物環境



資料：柿田川自然再生計画

## ②狩野川・黄瀬川・境川などの河川や水辺の景観を守り・活かそう

### 【狩野川・黄瀬川・境川】

- 狩野川・黄瀬川・境川などは、多自然型の河川整備が図られるよう河川管理者に要請し、水と一体となった良好な河川景観の形成を図ります。
- 親水利用や自然性の確保、季節を感じられる植物の植栽等、河川の特性に合わせた修景整備を図るとともに、富士山などへの眺望が良好な場所については、視覚的に障害となるものを極力配置しないようにし、河川沿岸からの眺望の確保を図ります。

—こんな景観を大切にします—

### 【狩野川】



狩野川の流れと富士山を眺めることができます



狩野川の流れと徳倉山を眺めることができます

### 【黄瀬川】



黄瀬川の流れと富士山を眺めることができます



黄瀬川の流れと徳倉山を眺めることができます

### 【境川】



農地や集落地、住宅地の中を、蛇行しながら流れています



古くから暮らしに身近な川であり、親水空間が設けられています

【丸池】

- 丸池は、池水の常時確保を図り、その周辺部への修景整備を進め、富士山を借景とする水と一体となったうらおいのある景観形成と、逆さ富士の映る美しい水面景観の創出を目指します。

—こんな景観を大切にします—



丸池と富士山を眺めることができます



丸池と富士山を眺めることができます

【小河川・用水路等】

- 小僧池や雨降川、新川、江川等の小河川や用水路などは、身近に水辺を感じられる空間として、その保全と水質の浄化、周辺の美化や緑化などを図ります。
- 護岸等の整備の際は、できる限り石材などの自然素材を活用する等、周辺の田園・集落景観との調和に配慮します。

—こんな景観を大切にします—



田をうるおす用水がそこかしこに流れています



田をうるおす用水がそこかしこに流れています



小僧池は周辺のみどりと一体となった景観となっています



### ③富士山や徳倉山などの眺望景観を守り・活かそう

- 町内の多くの場所で富士山や周囲の山々、河川などを望むことができる環境づくりのため、優れた自然への眺望点を確保します。また、眺望点からの眺望確保のため、一定規模以上の建築物等の形態・意匠、色彩等に対し誘導を図ります。
- 眺望点については、修景や眺望のための施設の整備を進め、住民が楽しむことができる空間づくりを目指します。
- 眺望点以外にも、身近な暮らしの中で眺望を楽しめる空間づくりを目指します。

—眺望点からの景観を大切にします—



本城山頂上



柿田橋



丸池



狩野川ふれあい広場



黄瀬川橋



久米田



徳倉橋



徳倉山



国道1号



香貫大橋



柿田川公園第一展望台



柿田川公園第二展望台

#### ④社寺林などの身近な樹林地景観を守り・活かそう

- 徳倉山は、町の背景となる自然景観として、斜面樹林や稜線、山頂の保全を図ります。
- 本城山や普光寺は、身近な樹林地景観として、保全を図ります。
- 境川周辺の樹林地は、町の縁取りとなる景観として、樹林、樹木などの保全を図ります。
- 地域住民との協力による樹林地管理について検討します。

—こんな景観を大切にします—



徳倉山の美しい稜線を眺望することができます



本城山は身近な樹林地景観となっています



境川沿いには社寺が点在し、社寺林による樹林地景観が形成されています

#### ⑤田園景観を守り・活かそう

- 農地と集落地によって一体的に形成される田園・集落景観については、町民にふるさとを想わせる景観として、その保全に努めます。
- 市街地内に残る農地は、所有者の意向やまちづくりの方向性に配慮しつつ、身近な田園景観として、その保全・活用策を検討します。
- 農地の転用により、資材置場や駐車場として利用する際は、周辺の田園景観との調和に配慮し、土地利用の変更や屋外における土石や廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について誘導を図ります。

—こんな景観を大切にします—



田園風景が広がっています



昔ながらの農作業の風景が見られます

#### ⑥水辺とみどりの景観ルートをつくろう

- 清水町の水辺とみどりの景観を連続して楽しめるよう、サインや歩行環境の充実等、景観ルートの整備を図ります。

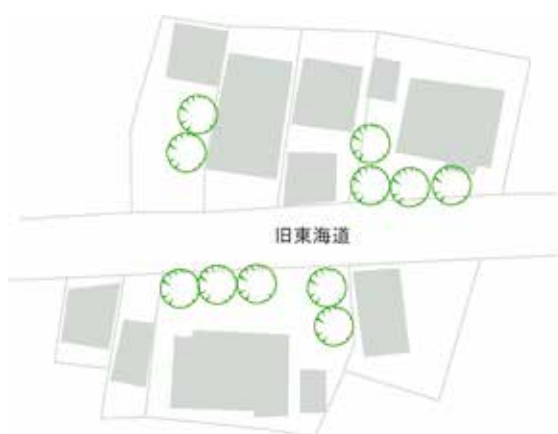
## 基本方針2 町の歴史を伝える景観を大切にしよう

農業の営みから発展した町の歴史や旧東海道の歴史を伝える景観を大切にし、暮らしの中で、歴史に想いをはせることができる景観づくりを進めます。

### ①旧東海道の歴史を伝える景観を大切にしよう

- 旧東海道沿道については、街道の歴史を感じさせる社寺や一里塚、松並木等の歴史資源の保全を図ります。
- 建築物の新築や建替え等に際しては、歴史を感じさせる周辺環境と調和するよう、建築物等の配置や植栽方法など、形態・意匠、色彩等に配慮します。

—こんな景観を大切にします—



間口の狭い敷地の奥に建物が建てられ前面に松などの植栽がある住宅が連続しています



古い建物に歴史を感じることができます



社寺が点在し、歴史を感じることができます



旧街道に面した児童遊園では植栽等の工夫により歴史ある景観に配慮しています

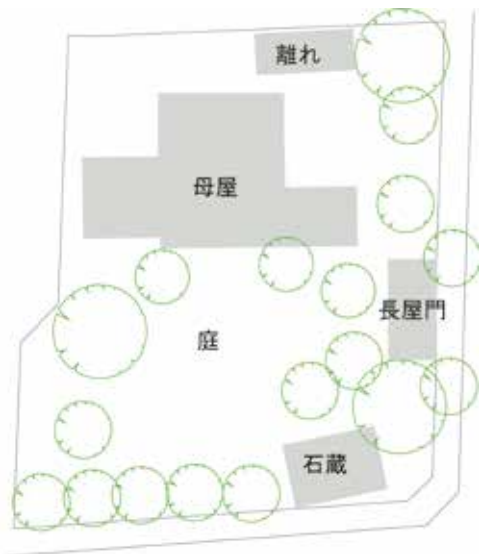


玉井寺と宝池寺には旧東海道の一里塚が保存・復元されています

## ②農村集落の歴史を伝える景観を大切にしよう

- 集落地については、農村集落の歴史を感じさせる社寺や農家住宅、道祖神などの景観資源の保全を図ります。
- 建築物の新築や建替えに際しては、みどり豊かでゆとりある周辺環境と調和するよう、建築物等の配置や植栽方法など、形態・意匠、色彩等に配慮します。
- 道幅の狭い集落道は、歴史を感じさせる要素として、保全を図ります。
- 水辺とみどりの景観ルートに連動させつつ、歴史景観のスポットとなる箇所についても、サインの充実等の環境整備を検討します。

—こんな景観を大切にします—



長屋門や蔵、生垣、屋敷林を有する昔ながらの住宅が残されています



なまこ壁や石蔵など、歴史を感じる意匠や素材が用いられています



庭先がよく手入れされた樹木が落ち着いた景観をつくりあげています



社寺が点在し、歴史を感じる景観となっています



社寺が点在し、歴史を感じる景観となっています



道祖神や庚申塔などが残されています



道祖神や庚申塔などが残されています

## 基本方針3 交流の中心となる公共施設景観をつくろう

役場庁舎や公民館などの公共建築物や道路、公園などの公共施設の空間において、町の景観を先導する景観づくりを進めます。また、地域の庭として、多くの人が集い交流する景観が創出される空間づくりを進めます。

### ①多くの人が集う中心拠点の景観をつくろう

- 役場庁舎や保健センター、福祉センターなどの公共施設が集積する地区は、町の中心拠点として、周辺環境との調和や地域性・歴史性に配慮したデザインの選択、植栽やアプローチ空間の工夫等により、地区としての統一感や連続性のある景観形成を図ります。
- 多くの人が来訪する空間として、ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、眺望点や景観スポットの整備、オープンスペースの確保等により、親しみやすく人々の交流が生まれる景観形成を図ります。

—こんな景観づくりを進めていきます—



町役場前の歩道は舗装材の工夫や植栽等により、親しみやすいアプローチ空間となっています



街路樹の植栽と駐車場の接道部の緑化により、みどりの多い景観となっています

### ②景観づくりのモデルとなる公共建築物の景観を整えよう

- 公共施設は、緑化やオープンスペースの確保等、周辺環境と調和する形態・意匠、色彩等の選定に配慮するとともに、優れた外観デザインとし、町の景観づくりを先導する施設となるよう努めます。
- 公共施設の整備に当たっては、多くの人の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、眺望点の確保を図ります。
- 大きな病院などの多くの人が利用する施設は、建替え等に際し、公共建築物のデザインに準ずるものとなるよう施設管理者との協議を実施します。

—こんな景観づくりを進めていきます—



地域交流センターをはじめ、公共施設へのユニバーサルデザインの導入を推進します

### ③町への愛着を育む学校や公園の景観をつくろう

- 本城山公園では、樹林地景観の保全を図ります。また、富士山などの山々や河川等への眺望の確保を図ります。
- 狩野川ふれあい広場では、開放感のある景観の保全を図ります。また、富士山などの山々や河川等への眺望の確保を図ります。
- 公園や広場空間は、周辺環境との調和を図るとともに、オープンスペースを確保するなど人々の交流が生まれる親しみやすい景観となるよう配慮します。

—こんな景観づくりを進めていきます—



本城山公園の山頂展望台は富士山をはじめ町全体が一望できる眺望を確保します



狩野川ふれあい広場は富士山への眺望と開放的な景観を確保します



旧街道に面した児童遊園では周辺との調和に配慮し植栽等の工夫を図ります

- 学校は地域の庭として、周辺環境との調和を図るとともに、緑化等によるみどり豊かな景観となるよう配慮します。

—こんな景観づくりを進めていきます—



学校は周辺景観との調和を図ります



学校の緑化を図ります

## 基本方針4 人々が行き交う沿道景観をつくろう

国道1号などの重要路線や、旧街道などの歴史ある道路、商業機能の集積した道路など、道路の役割に応じた沿道景観づくりを推進します。

### ①町の玄関口となる沿道景観をつくろう

- 国道1号（(都)中央幹線）の沿道については、町内外へ清水町をアピールするため、沿道の緑化、まちなみの統一、広告物の制限等による魅力ある沿道景観の形成を誘導します。
- 一定規模以上となる沿道の建築物等については、形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。
- 富士山を正面に望むことのできる道路については、富士山景観に配慮した沿道環境の形成に努めます。

—こんな景観づくりを進めていきます—



国道1号沿道の柿田川公園の樹林地は清水町をアピールする空間となっています

### ②町の骨格となる道路の沿道景観を整えよう

- 県道や都市計画道路などの町の骨格となる道路については、沿道の緑化、まちなみの統一、広告物の制限等により、魅力ある沿道景観の形成を誘導します。
- 一定規模以上となる沿道の建築物等については、形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。
- 誰もが安全に通行できるよう、歩行者・自転車利用者に配慮した道路整備を進めるとともに、まちなみや眺望などの景観を楽しみながら利用できるよう配慮します。

—こんな景観づくりを進めていきます—



交差点部分にスペースを設けるなど、横断者に配慮します



舗装材の工夫や植栽により、歩行者が快適に歩ける景観の形成を図ります

### ③地域のシンボルとなる沿道景観をつくろう

- 湧水・公園通りは、町のシンボルロードとして花やみどりの植栽を維持し、行き交う人の安らげる景観を形成します。また、柿田川公園との連続性の確保等について引き続き取り組みます。

—こんな景観づくりを進めていきます—



街路樹や遊歩道の設置により形成された、公園と連続した豊かなみどりの景観を維持します



湧水公園通りに面した商業地の接道部は花やみどりによる景観形成を図ります

- 旧東海道は、歴史のシンボルロードとして、街道の歴史を感じさせる社寺や建築物、一里塚や松並木などの歴史資源の保全を図るとともに、歴史ある環境と調和した沿道景観の形成を誘導します。

—こんな景観づくりを進めていきます—



歴史を感じさせる建築物を維持し、街道の歴史景観への調和を図ります



旧東海道の松並木は、街道の歴史を感じる景観要素として保全を図ります

- 地域の中心となる道路については、地域のシンボルロードとして、まちなみの統一、沿道の住宅や商店などの協力による花やみどりの植栽を進めます。

—こんな景観づくりを進めていきます—



道路沿いスペースへの花やみどりの植栽によるシンボルロードづくりを進めます



道路沿いスペースへの花やみどりの植栽によるシンボルロードづくりを進めます



## 基本方針5 みどりの庭がつながる住宅地の景観をつくろう

人々が美しく整えた家が並び、様々に植栽されたみどりの庭がつながる清水町の住宅地景観をさらに磨き、住宅都市としての魅力に満ちた景観づくりを推進します。

### ①地域の魅力を活かし、周囲と調和した住宅地景観をつくろう

#### 【一般住宅】

- 住宅地では、富士山や河川への眺望を確保するとともに、周辺環境と調和するよう、建築物等の形態・意匠、色彩等の選定に配慮します。

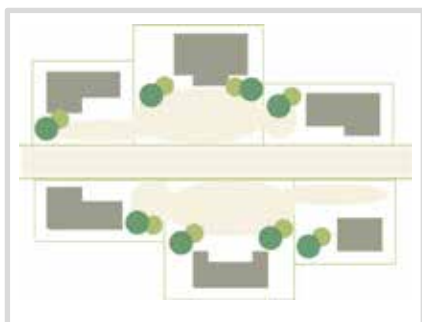
—こんな景観づくりに協力してください—



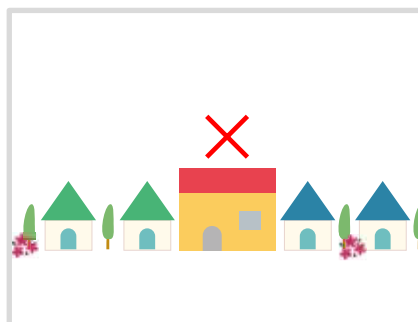
住宅地内から富士山が見える風景を大切にします



樹林地への眺望を確保しつつ、庭先に植栽することで、みどり豊かな景観をつくります



隣り合うオープンスペースをつなげて、広がりある景観をつくります



住宅地の落ち着きを損なうことのないよう建築物の色彩・形態意匠の選定に配慮します

### ②秩序ある住宅地景観をつくろう

#### 【共同住宅】

- 共同住宅などの建築に際しては、周辺景観へ配慮します。なお、一定規模以上の建築物等については、形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。

—こんな景観づくりに協力してください—



道路沿いにみどりを植栽するなど、周辺環境に配慮します

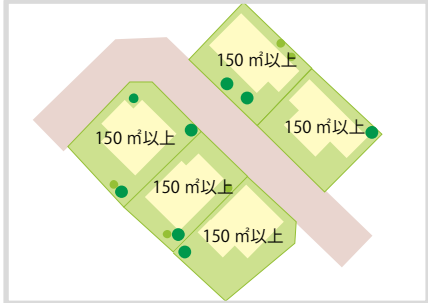


屋外階段をルーバーで覆うことで、建築物と一体的な意匠とすることができます

【建売住宅・宅地分譲】

- 建売住宅・宅地分譲などの整備に際しては、周辺景観へ配慮します。なお、一定規模以上の区画については、建築物等の形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。

—こんな景観づくりに協力してください—



ゆとりある住宅地景観のため、一宅地の区画面積は150㎡以上を基本とします



オープン外構とし、敷地の境界を緑化すると、広がりある景観とすることができます



駐車場は部分的に地被植物を用いるなど修景します

【計画的な住宅地の整備】

- 新たな住宅市街地を形成する地区は、土地区画整理事業等の導入による計画的な住宅地の形成を促進します。また、地区計画や建築協定、緑化協定などの活用による統一感あるまちなみの形成を推進します。

—こんな景観づくりに協力してください—



地区計画を活用すると統一感のある景観形成を図ることができます



接道部にみどりのオープンスペースを確保します

地区計画の事例：伏見・玉川国道1号北部地区計画（C地区）

建築物等の高さ	地盤面から12m
かき又はさくの構造	道路に面するかき又はさくは、生垣又はフェンス等で透視可能なものとする。ただし、地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門若しくは門の袖にあっては、この限りでない。

### ③一人ひとりが庭などの住宅地のみどりづくりに取り組もう

- 住宅地では、花とみどりに彩られた美しい住宅地となるよう、個人の家や庭における庭木や生垣、草花等の植栽を進めます。
- 住宅地内では、富士山の眺望や河川のみどり等、地域の自然景観を楽しむ空間づくりや花やみどりの植栽による景観スポットづくりを進めます。
- 住宅地では、居住者自らが美化に取り組むとともに、景観づくりに取り組む意識啓発を図ります。
- 庭づくりへの意識向上と技術向上を図るため、緑化技術講習会や、ガーデニングコンテスト、オープンガーデン制度の導入等を検討します。また、緑地やオープンスペースの管理を担う人材育成のため、庭づくりサポーター（仮）等の登録制度の導入を検討します。

—こんな景観づくりに協力してください—



小さなスペースでも植栽することで、歩行者が楽しく歩くことができます



接道部を生垣にすると、みどりの多い印象を与えることができます



川の流れを眺望できる空間に花を植栽すると新たな景観スポットが生まれます（三島市）



バス停脇の小さなスペースに花を植栽すると、バスの待ち時間も楽しめます

● 清水町らしい緑化をすすめよう

住宅をはじめとする建物の敷地内のみどりは、都市景観を形成する重要な要素です。樹種の選択や植栽方法等の工夫により、地域への愛着や清水町らしさを創出することができます。

- ・周辺のみどりと連続性をもたせることにより、地域の一体感を創出することができます。
- ・シンボリックな樹木や樹林地などは極力活かすことで、地域に愛着のある景観を維持することができます。
- ・花木や実のなる木、草花などを配することにより、季節感を演出することができます。
- ・柿田川のみどりや旧東海道の松並木、生垣に多い松類、社寺林などに多く見られるコナラやケヤキ、まちなみ木であるシイなど、地域に縁のある植物を用いるなど、都市緑化の際にも清水町らしいみどりに配慮することにより、町らしさを創出することができます。
- ・地域の自然と調和し、人々に愛される緑化手法について今後、検討を進めます。

【清水町の特徴的なみどり】



柿田川と調和した公園の豊かな樹林地



柿田川の水際にせまるハンノキやエノキの樹林地



ケヤキを中心とした本城山と社寺林



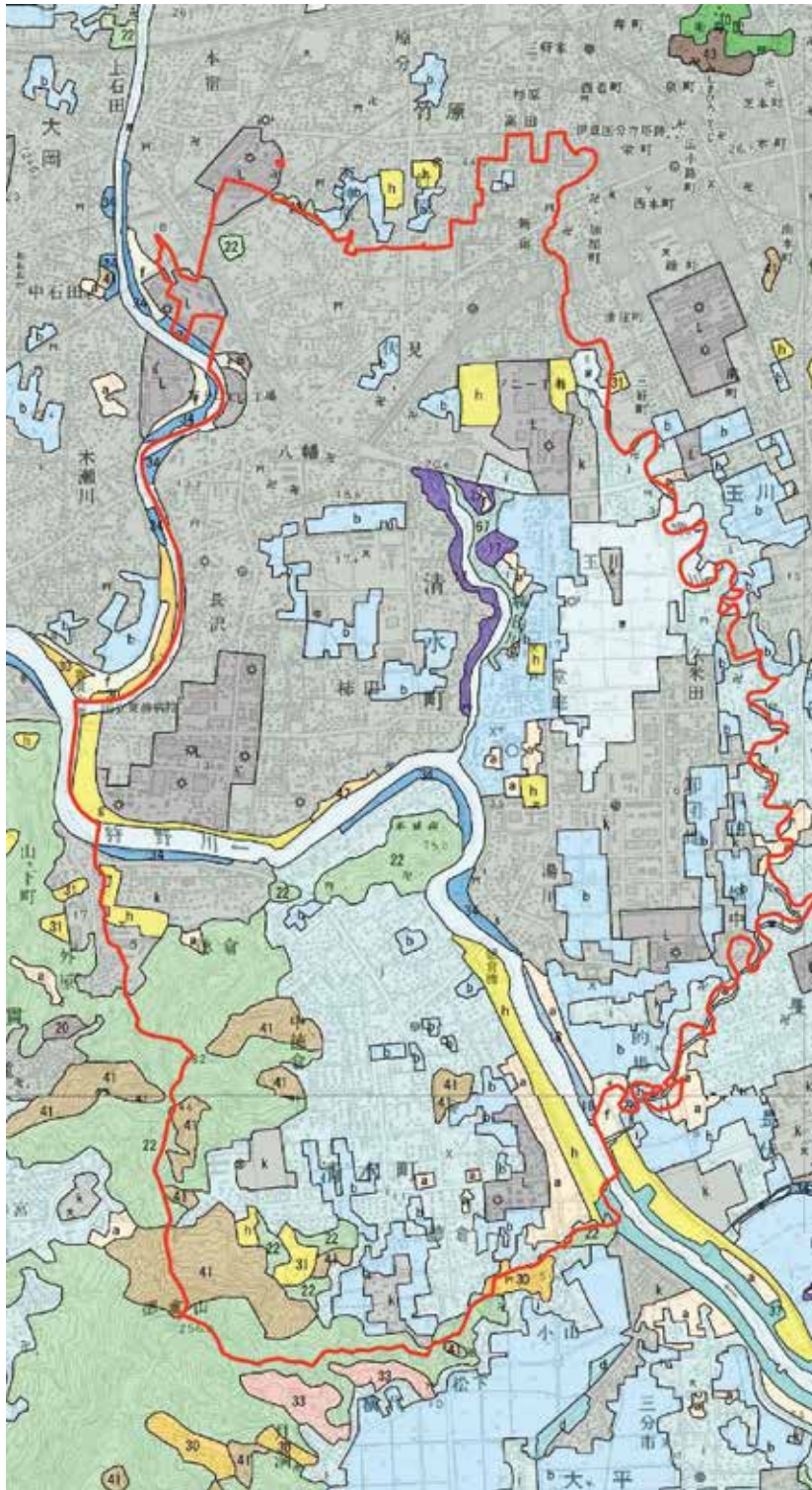
町の各所に植栽されるまちなみ木シイ



旧東海道の松並木



旧東海道や集落地の生垣



凡例 植生図凡例番号 統一凡例番号 統一凡例名

2	190000	岩角地・風衝地低木群落
10	271201	ヤブコウジースダジイ群落
16	300102	イロハモミジケヤキ群落
17	300200	ムクノキエノキ群落
67	310100	ハンノキ群落 (V1)
18	320200	ヤナギ低木群落 (V1)
20	400100	シイ・カシ二次林
22	410100	コナラ群落 (V11)
23	410101	クリコナラ群落
27	420101	ヤマツツジアカマツ群落
30	440000	低木群落
31	450103	チガヤーススキ群落
33	460000	伐採跡地群落 (V11)
34	470400	ヨシクラス
37	470502	オギ群落
41	540100	スギ・ヒノキ・サウラ植林
42	540200	アカマツ植林
43	540300	クロマツ植林
45	541000	その他植林
46	541301	クスノキ植林
47	550000	竹林
h	560100	ゴルフ場・芝地
e	560200	牧草地
f	570100	路傍・空地雑草群落
c	570101	放棄畑雑草群落
e1	570201	茶畑
e2	570202	常緑果樹園
a	570300	畑雑草群落
b	570400	水田雑草群落
k	580100	市街地
i	580101	緑の多い住宅地
L	580300	工場地帯
m	580400	造成地
w	580600	開放水域



資料：「第7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）  
 (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>) 町域を加筆

## 基本方針6 周辺環境に調和する産業景観をつくろう

周辺の環境との調和に配慮するとともに、町への活力を生み出すそれぞれの産業の特性に応じた景観づくりを推進します。

### ①魅力ある商店の景観をつくろう

○町内に点在する商店は、周辺環境との調和に配慮しつつ、町の小さなランドマークとして、親しみのある景観の形成を図ります。

—こんな景観づくりに協力してください—



店の片隅に庚申塔が保存され、町の歴史を伝える景観を継承しています



和風の意匠を用いることで、周辺と調和を図りつつも個性的な景観が演出できます

### ②にぎわいの生まれる商業地の景観をつくろう

○大規模な商業施設の集積した地区では、周辺の景観に配慮しつつ、植栽や照明等の演出により、にぎわいやうるおいを感じられる景観の形成を図ります。また、多くの人々が来訪することによるにぎわいや憩いの景観が形成されるよう、広場などの滞留空間や憩いの空間の確保を図ります。

○駐車場や商業・業務用のストックヤードなどは、道路から見えにくい配置とし、緑化を図ることにより、道路等からの見え方に配慮します。

○一定規模以上の商業施設については、周辺景観と調和するよう、建築物等の形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。

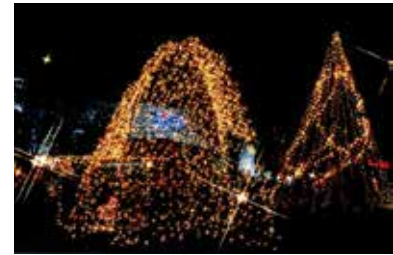
—こんな景観づくりに協力してください—



導入路に花を植栽すると華やかな景観が演出できます



店舗間は植栽された歩道で結ばれており、徒歩で移動する人々の姿が見られます



周辺環境に配慮しつつイルミネーションを設けると夜の景観が演出できます

### ③統一感ある卸団地の景観を整えよう

- 卸団地は、流通・商業業務の集積地として、建築物や緑化等について統一感ある景観の誘導を図ります。
- 一定規模以上の施設整備に当たっては、周辺景観と調和するよう、建築物等の形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。
- 事業者や地域住民との協力による緑化に努めます。

—こんな景観づくりに協力してください—



建物をセットバックした空間を緑化すると、みどり豊かな空間が生まれます



壁面の位置をそろえると、統一感あるまちなみが形成されます

### ④周辺環境に調和する工業地の景観をつくろう

- 工場については、周辺に与える影響に配慮し、良好な景観の形成を誘導するため、施設周辺の緑化を推進します。
- 一定規模以上の工場などについては、周辺景観と調和するよう、建築物等の形態・意匠、色彩等について誘導を図ります。
- 事業者や地域住民との協力による緑化に努めます。

—こんな景観づくりに協力してください—



事業者と地域住民が協力するとみどりによる良好な景観が形成されます



接道部への植栽や建築物の後退、屋上施設の配置などを工夫すると、周辺環境へ配慮することができます



凡 例

1 柿田川などの美しい自然の景観を守り・活かそう



眺望点



河川景観



水辺景観



樹林地景観



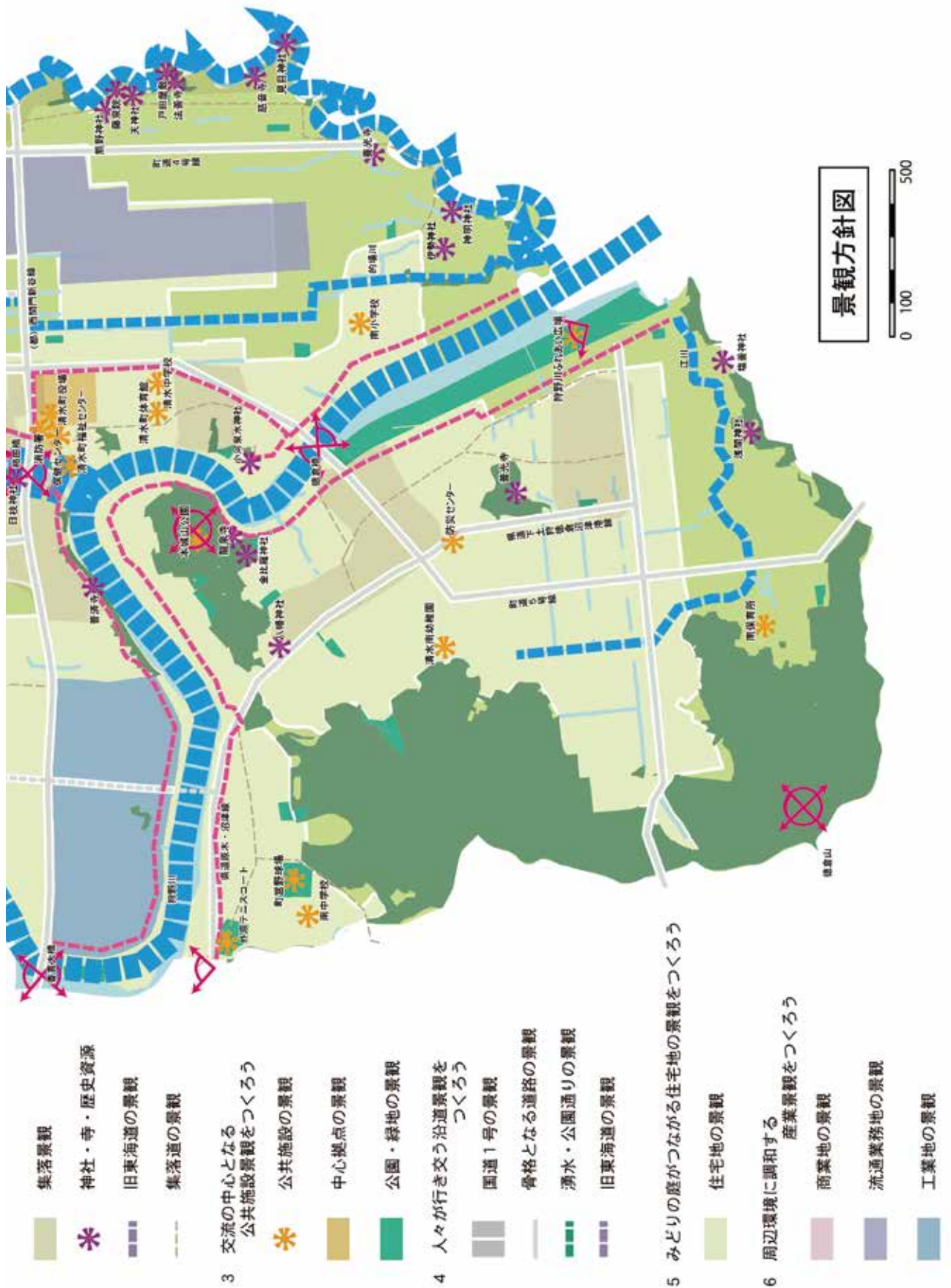
田園景観



景観ルート

2 町の歴史を伝える景観を大切にしよう





## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

### 4-1 届出対象行為

景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為等について、事前相談及び届出制度により景観誘導を図ります。

届出の対象となる行為は次のとおりです。

#### (1) 届出対象行為

対象区域	届出対象行為
用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	<p>ア. 建築物<sup>※1</sup>の新築、増築、改築<sup>※2</sup>又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さ<sup>※3</sup>が15mを超えるもの（ただし、自己の居住の用に供する専用住宅は除く）</p> <p>イ. 工作物<sup>※4</sup>の新設、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが15mを超えるもの</p>
上記以外の地域	<p>ア. 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが10mを超えるもの（ただし、自己の居住の用に供する専用住宅は除く）</p> <p>イ. 工作物の新設、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが10mを超えるもの</p>
町全域	<p>ア. 同一の者が一団の土地で行う5以上の専用住宅の新築（分譲住宅）</p> <p>イ. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で面積が1000㎡以上のもの</p> <p>ウ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で面積が1000㎡以上のもの</p>

※1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。

※2 増築または改築後の全体の規模が、上記に定める規模に該当し、かつ当該行為に係る面積が10㎡を超える場合は届出対象行為となります。

※3 高さは、最低地盤面からの高さとし、工作物が建築物の上に設置される場合は、工作物を含めた高さとし、

※4 工作物とは清水町景観条例に定義する独立のものをいいます。

届出対象行為の項目や規模の変更については、本計画を進めていく中で必要に応じて継続的に検討します。

## (2) 届出の手続き

(1) に定める届出対象行為を実施する場合は、届出対象行為ごとに定める景観形成基準への適合を審査します。なお、計画の早い時期に事前相談（任意）を行い、景観形成基準への適合を図ります。

行為の届出は以下の流れに従って行います。

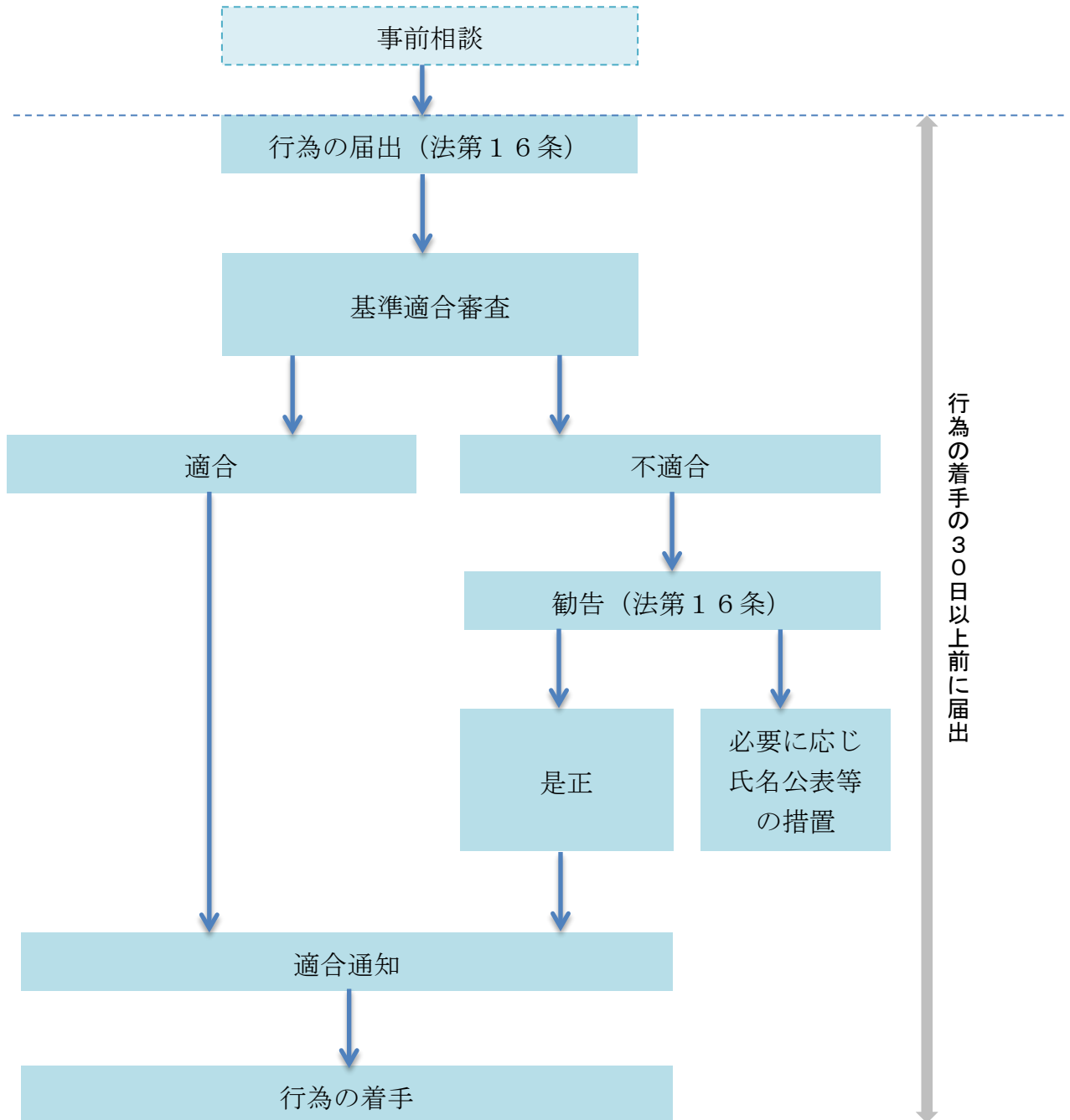


図 届出の手続き

## 4-2 景観形成基準

以下の4つの考えに基づき、景観形成基準を定めます。

景観形成基準設定の考え方

### 1. 地域独自の景観を活かすデザイン

- ・清水町では、富士山や徳倉山への眺望や柿田川をはじめとする水辺の景観を大切にしています。清水町の大切な景観を活かすよう工夫します。

### 2. 周辺とつながるデザイン

- ・立地する場所の歴史や文化、特性を読み取り、周辺へのつながりに配慮します。
- ・境界のつくり方に工夫を凝らし、オープンスペースを連続させるなど周囲とつながる景観となるよう工夫します。
- ・華美な意匠等により個々の建築物等だけが主張することのないよう工夫します。

### 3. みどりを活かすデザイン

- ・既存のみどりを大切にし、活かす景観をこころがけます。
- ・建築物等の用途やデザイン等に不調和のある場合は、みどりの力を借りてつながりをもたせます。
- ・高木や低木、生垣やプランターによる植栽等、多様な緑化手法を用いるとともに、みんなでレベルアップさせ、空間を演出します。

### 4. 景観を味わう視点からのデザイン

- ・多くの人々が利用する道路等に隣接する空間の景観づくりには特に配慮します。
- ・まちに暮らし、まちを歩き交う人が景観を楽しめるよう、景観を楽しむ空間の創出を図ります。

届出対象行為ごとの景観形成基準の設定

届出対象行為ごとの景観形成基準は次のとおりです。

【建築物】

項目	小項目	景観形成基準			
形態又は色彩その他意匠の制限	形態	配置	<input type="checkbox"/> 眺望点からの富士山や周囲の山々、河川などへの眺望を阻害しない配置とする。 <input type="checkbox"/> 周囲の樹林や水辺、富士山や周囲の山々などへの、良好な眺望を遮らない配置とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は道路から後退させゆとりある空間を創出するような配置とする。		
		壁面デザイン	<input type="checkbox"/> 長大な壁面を避け、分節や凹凸させ、圧迫感の軽減に努める。		
		境界	<input type="checkbox"/> 道路や隣地に面するところにオープンスペースを設け、隣接するオープンスペースと連続性をもたせるなど工夫する。 <input type="checkbox"/> 圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮する。		
	植栽		<input type="checkbox"/> 既存の樹木は可能な限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 周辺のみどりと連続させ、同一施行区域内では区画ごとの境界部を積極的に緑化するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する部分はできるだけ緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 地域の植生に配慮した樹種を選択する。		
		駐車場等	<input type="checkbox"/> 配置の工夫により、周囲から目立たないような工夫をする。 <input type="checkbox"/> 道路に面する場合はできるだけ緑化を図る。 <input type="checkbox"/> コンクリートのみ等の無機質な設えになることを避け、舗装は素材の工夫や、部分的に地被植物を用いる等修景するよう配慮する。		
			付属物	付帯設備	<input type="checkbox"/> 付帯設備は道路から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、生垣等のみどりや囲い、ルーバー等で覆うなど工夫をする。（屋外階段・空調室外機・設備配管など）
				付帯する広告物	<input type="checkbox"/> 看板部分の面積は最小限にとどめる。 <input type="checkbox"/> 周辺に配慮した位置、大きさ、形態、色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 複数の広告物を掲出する場合は、屋外広告物を集約し、形態や設置方法の統一に努める。
	資材置場	<input type="checkbox"/> 屋外に土石、廃棄物、再生資源等の物品を堆積する場合は、整然とした積み上げ方とし堆積物の高さを低く抑える。			
	照明	<input type="checkbox"/> 過剰な光が散乱するものや華美なネオンサイン等は避ける。			
	太陽光パネル	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等のパネルは公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置する。または、囲いや緑化により見えにくくするなど工夫をする。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等のパネルは屋根面に密着させる、黒や濃い灰色とする等、建築物本体と一体となる形態意匠とする。			

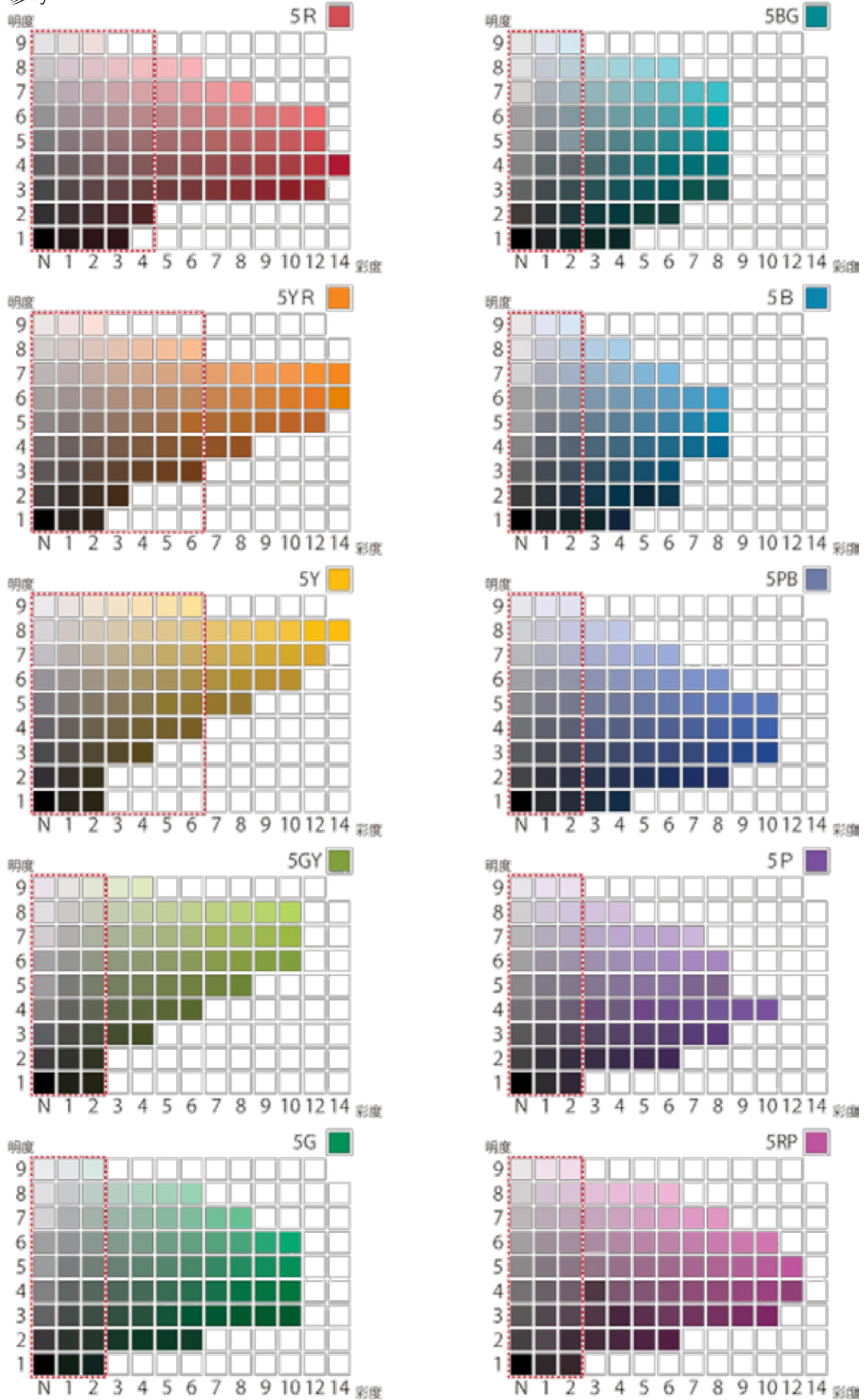
【建築物】

項目	小項目	景観形成基準								
形態又は色彩その他意匠の制限	色彩	<p>□屋根、外壁、屋上施設等の外観は、原色や突出した色彩の使用を避け、できる限り落ち着いた色彩とする。</p> <p>□建築物の外壁や屋根等の外観は、日本工業規格Z 8 7 2 1（色の表示方法－三属性による表示。以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R～1 0 R</td> <td>4. 0以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y R～5 Y</td> <td>6. 0以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面に着色していない木材や石材などの自然素材、レンガ、土壁、コンクリート等の素材により仕上げられる場合</li> <li>・各壁面の見付面積の1 0分の1未満の範囲で、アクセントカラーとして低層部に効果的に使用される場合</li> <li>・法令や条例などで基準が定められている場合</li> <li>・町長が特別の理由があると認める場合</li> </ul>	色相	彩度	0 R～1 0 R	4. 0以下	0 Y R～5 Y	6. 0以下	上記以外の有彩色	2. 0以下
		色相	彩度							
0 R～1 0 R	4. 0以下									
0 Y R～5 Y	6. 0以下									
上記以外の有彩色	2. 0以下									
高さの最高限度と最低限度	高さ	<p>□周辺建築物やまちなみから著しく突出しないよう、建築物の高さ・規模に配慮する。</p>								
壁面の位置の制限または建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	<p>□壁面の位置をそろえるなど、まちなみの連続性に配慮する。</p> <p>□壁面の位置を道路から後退させるなど、ゆとりのある配置とする。</p>								
	敷地面積	—								

【工作物】

項目	小項目	景観形成基準								
形態又は色彩 その他意匠の 制限	配置	<input type="checkbox"/> 眺望点からの富士山や周囲の山々、河川などへの眺望を阻害しない配置とする。								
		<input type="checkbox"/> 周囲の樹林や水辺、富士山や周囲の山々などへの、良好な眺望を遮らない配置とする。								
		<input type="checkbox"/> 工作物は道路から後退させゆとりある空間を創出するような配置とする。								
	形態	<input type="checkbox"/> 周辺と調和し、目立った印象とならない形態、意匠とする。								
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の外観はマンセル値において、以下のとおりとする。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R～10 R</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>0 YR～5 Y</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0 R～10 R	4.0以下	0 YR～5 Y	6.0以下	上記以外の有彩色	2.0以下
		色相	彩度							
		0 R～10 R	4.0以下							
		0 YR～5 Y	6.0以下							
	上記以外の有彩色	2.0以下								
<input type="checkbox"/> ただし、次の場合はこの限りではない。										
・表面に着色していない木材や石材などの自然素材、レンガ、土壁、コンクリート等の素材により仕上げられる場合										
・工作物の見付面積の10分の1未満の範囲で、アクセントカラーとして低部に効果的に使用される場合										
・法令や条例等で基準が定められている場合										
・町長が特別の理由があると認める場合										
植栽	<input type="checkbox"/> 既存の樹木は可能な限り保全・活用する。									
	<input type="checkbox"/> 周辺のみどりと連続させる。									
	<input type="checkbox"/> 道路に面する部分はできるだけ緑化を図る。									
付帯する 広告物	<input type="checkbox"/> 看板部分の面積は最小限にとどめる。									
	<input type="checkbox"/> 周辺に配慮した位置、大きさ、形態、色彩に配慮する。									
	<input type="checkbox"/> 複数の広告物を掲出する場合は、屋外広告物を集約し、形態や設置方法の統一に努める。									
その他形 態・意匠	<input type="checkbox"/> 擁壁を設置する場合は、緑化及び素材、形態に配慮する。									
	<input type="checkbox"/> 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できる限り他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。									
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等のパネルは公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置する。									
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等のパネルは囲いの設置や緑化によって修景する。									
高さの最高限度と最低限度	高さ	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみやスカイラインから著しく突出しないよう、高さや規模に配慮する。								

参考



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります



【土地の形質の変更】

項目	景観形成基準
土地の形質の変更	□できる限り出入口を限定し、生垣等による敷地外周の目隠し修景に努める。
	□道路に面する場合は緑地帯を設ける。
	□敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

項目	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	□周囲から目立たないような配置とする。
	□できるだけ高さを抑え、整然とした積み上げ方とする。
	□できる限り出入口を限定し、生垣等による敷地外周の目隠し修景に努める。

### 4-3 景観形成重点地区指定の方針

景観形成重点地区指定の方針は以下のとおりです。将来的に、先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区を「景観形成重点地区」として指定します。景観形成重点地区では、建築物等の誘導や景観整備の推進を図るため、地区景観づくりの方針及び地区景観形成基準を策定するとともに、事前相談及び届出制度により景観誘導を図ります。

- ・ 町民や来訪者に親しまれている地区
- ・ 清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、町を象徴する地区
- ・ 予定されている事業があるなど効果的な景観づくりの方策が必要である地区

—指定候補—

景観形成重点地区の候補	景観特性と課題	景観づくりの方向
柿田川 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柿田川が流れており、清水町を象徴している</li> <li>・ 多くの人々が訪れ、広く親しまれている</li> <li>・ 水辺と周辺の樹林地などが豊かな自然景観を形成している</li> <li>・ 自然保護活動が盛んに行われている</li> <li>・ 柿田川の景観を楽しむ場が少ない</li> <li>・ 周辺には市街地が迫っているが、良好な景観を保つためのルールは定められていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柿田川と調和する周辺市街地の誘導</li> <li>・ 自然保護活動と連動した自然景観の保全</li> <li>・ 案内板やサインの整備</li> <li>・ 眺望点や散策道の景観整備</li> </ul>

## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木指定の方針 及び景観重要公共施設指定の方針

### 5-1 景観重要建造物指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）について、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定を進めていきます。

- ・地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
- ・清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、地域を象徴するもの
- ・特徴ある意匠を有しているもの
- ・町民に親しまれているもの

—指定候補—



千貫樋



戸田屋敷

## 5-2 景観重要樹木指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木について、以下のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定を進めていきます。

- ・地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
- ・清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、地域を象徴するもの
- ・町民に親しまれているもの

—指定候補—



旧東海道沿いの松並木



玉井寺の一里塚の樹木



宝池寺の一里塚の樹木

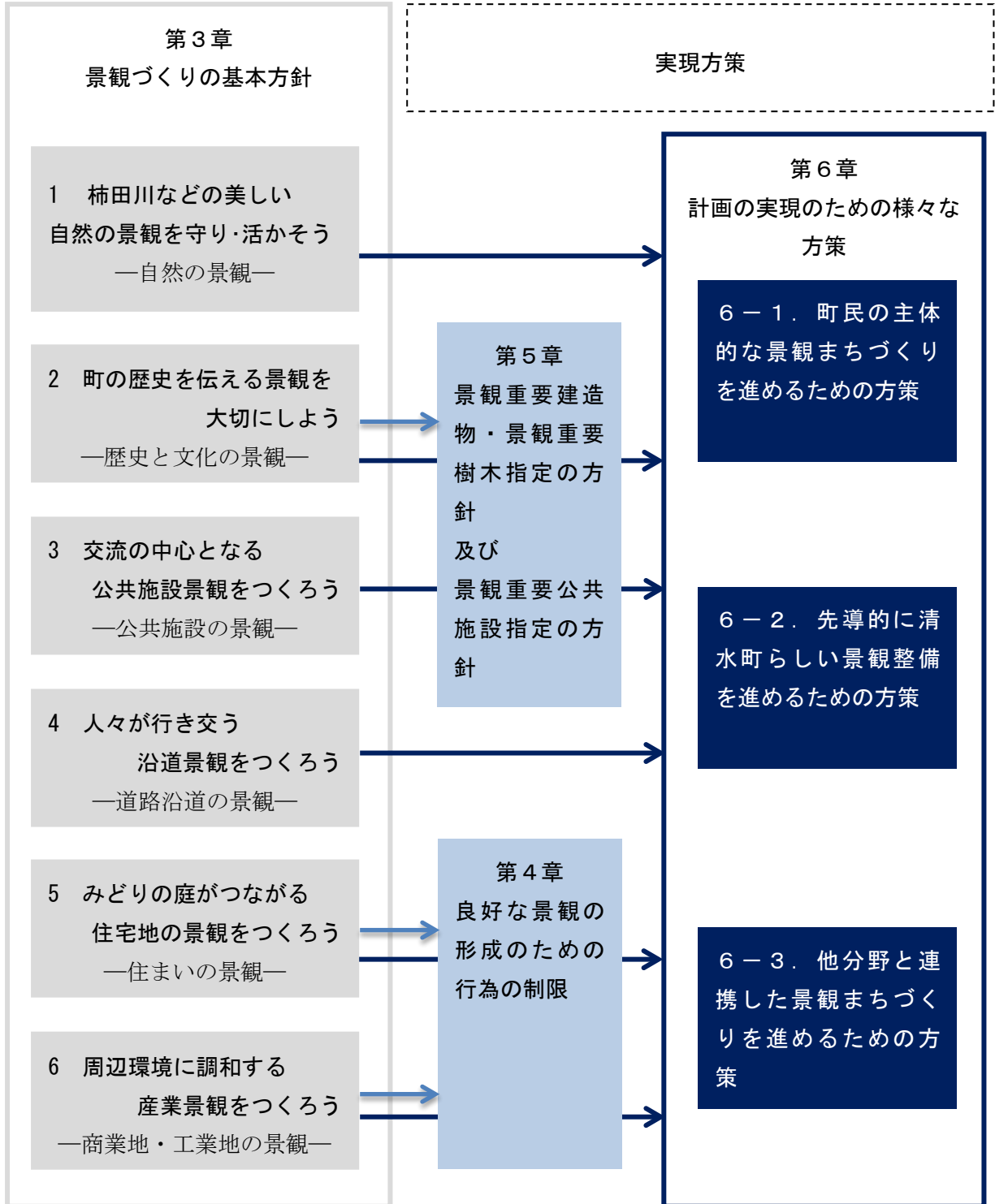
## 5-3 景観重要公共施設指定の方針

道路、河川、都市公園など公共施設は景観を構成する主要な要素の一つです。地域の景観を形成する上で重要な要素となっている公共施設について、以下のいずれかに該当するものを景観重要公共施設として指定を進めていきます。なお、指定に当たっては、整備に関する方針等を定めることにより、良好な景観形成を進めていきます。

- ・町民や来訪者に親しまれている公共施設
- ・清水町を象徴する公共施設
- ・予定されている事業があるなど効果的な景観づくりの方策が必要な公共施設

## 第6章 計画の実現のための様々な方策

本計画に定めた景観づくりの目標の実現を目指し、景観づくりの方針に沿ったまちづくりを推進していくため、実現の手段として必要となる具体的な方策について整理します。



## 6-1 町民の主体的な景観まちづくりを進めるための方策

景観まちづくりの推進に当たっては、町民・事業者の発意による行動を大切に、活動を広げていくことが最も重要です。ここでは町民・事業者の主体的な景観まちづくりを支援する方策について整理します。

### (1) 景観まちづくりに関する情報発信、PR、学ぶ機会の充実

- ・景観についての意識を高め、活動することが可能となるよう、景観イベントや景観まちづくり講座を開催・支援するなど、景観について学ぶ場や機会の充実を図ります。

#### ■景観や景観まちづくりについて学習する内容例

景観まちづくりとは何ですか？	景観を楽しもう！まち歩きのおすすめ
景観まちづくりの“はじめの一歩”	みんなの力を合わせた景観まちづくり
景観まちづくりの歩み	建物はどんなルールに従って建てられているのですか
景観法を知ろう	景観まちづくり関連法制度

市民景観まちづくりリーフレット

景観を楽しもう！まち歩きのおすすめ

地域の景観を改めて見つめ直して。このことが、地域に根ざした景観まちづくりの第一歩です。また、特別に「景観まちづくり」ということを意識しなくても、そもそも景観まち歩きそのものが、新しい発見に満ちたとても刺激的で楽しいものなのです。

信んではいるまちの景観を楽しんでみることも、景観を楽しもうと意図しながらまちに出ることも、まずは気軽にそこから始めてみませんか？

わがまち再発見！

ポイントその1 まちを歩こう

景観を楽しむ最初のポイントは、何れともあれ、まずはまちを歩こうということ。それがなければ始まりませぬからな。

ふだん何気なく暮らしている身近なまちにもいろいろな景観があるはず。景観を再発見してまちを歩くと、そこから始めてみましょう。きっと興味深い景観を発見することができそうです。

最近では、まち歩きで見たさまざまな景観を写真に撮って、ホームページやブログで紹介している人も増えてきました。こういうことも景観まちづくりへとつながる第一歩と言えるでしょう。

さあ、さっそく前に出て、景観を見つけにまちを歩いてみませんか。見つけたまちが一つ違って見えますよ。

ポイントその2 季節を感じよう

四季のある国・日本。その豊かな四季の景観を楽しみたい手はありません。アスファルトとコンクリートに囲まれた都会でも、季節はちゃんと感じられます。

さまざまな年中行事や各地の名産などを前に引くまでもなく、日本人は四季と景観を結びつける感覚に長けています。季節を感じられるような景観に注目して景観を賞味してみるのはいかがでしょうか。

ポイントその3 多様性を味わおう

旅行では誰もがその土地の景観を楽しみます。そのまちや地域の魅力や個性が景観に現れているからです。場所が違えば景観も違います。多様な景観の特色を味わうことが景観を楽しむ醍醐味のひとつです。

また、緑や水、地形、建物や構造物、歴史性、産業、ディスプレイや芸術など景観の対象や、柱やバルコニー、天心性のあるバスベイクアップ、クローズアップなど景観の見方にも多様性があります。

カメラを持って行くことをおすすめします！

景観の写真を撮らないといけないわけではありませんが、写真を撮ろうという心づもりがあると、まちを見る目の敏性になるものです。見つけた景観を写真に残しておく。季節による景観の違いなども一目瞭然です。次のまち歩きが楽しみになりますよ。性能のいいカメラが搭載されている携帯電話も増えていますので、そういうものでもいいですね。

ただし、くれぐれも撮影マナーには気を付けて！

資料：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

## (2) 景観まちづくりの支援の充実

・住民・事業者主体の景観まちづくりを支援するきめ細かな施策の実施を図ります。

- ◇景観形成の活動に関する相談や情報提供
- ◇専門家等の人材の紹介、会議の開催や運営支援
- ◇ワークショップやシンポジウムなど学習機会の運営支援
- ◇町のホームページや広報などによる活動のPR など

### ■住民が行政等と協働で取り組んでいる景観まちづくりの事例

<b>■花とみどりでまちを彩る</b>
わたしの庭がまちの名所：オープンガーデンがまちと心を育む（兵庫県三田市）
住民がボランティアで育む花の散歩道が地域の心をつなぐ（大阪府富田林市）
住民が植えて育てて未来に伝えるあじさい街道（高知県高知市（旧春野町））
<b>■身近な空間を安全・快適に管理する</b>
条例を活かして住民が守り育てる小径——船橋小径の会（東京都世田谷区）
みんなで落書きを消そうよ——平塚をみがく会（神奈川県平塚市）
塀づくりで守るわがまち防災まちづくり（東京都国分寺市）
<b>■地域資源を活かして個性ある活力を生み出す</b>
晩秋の風物詩・柿すだれの風景を取り戻す（長野県高森町）
歴史を活かした温故知新の商店街リニューアル（大分県臼杵市）
花への思いを束ねてめざす彩り豊かな庭園都市（北海道恵庭市）
<b>■かつてのまちを支えた施設を現在のまちに再生する</b>
近代化を支えたノコギリ屋根工場が紡ぐ新たな活力（群馬県桐生市）
赤れんが建造物群を再生し暮らしの舞台に（京都府舞鶴市）
歴史ある油津堀川運河の水辺の環境づくり（宮崎県日南市）
<b>■歴史的なまちなみを未来につなげる</b>
暮らしと観光の両立を目指す歴史的街並みの保全（岐阜県飛騨市）
住民やNPOが牽引する歴史を活かしたまちづくり（石川県加賀市）
自然と歴史文化を見つめた詩情あふれる風景づくり（滋賀県近江八幡市）
<b>■質の高い公共事業・開発事業を中心に据える</b>
大規模工場跡地に新しいまちの顔をつくる（埼玉県さいたま市）
豊かな景観を織り込みながらつくり育てた住宅地（東京都日野市）
公共事業と市民の想いが駅を中心とした新しい景観を築く（宮崎県日向市）

資料：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

## (3) 表彰制度等の創設

・景観づくりへの意識向上を図るよう、建築デザイン、まちなみ、景観まちづくり活動などについて、景観上優れたものを表彰する表彰制度の確立を検討します。

## 6-2 先導的に清水町らしい景観整備を進めるための方策

景観まちづくりの推進に当たっては、本計画に示すような清水町らしい景観をより具体的に明らかにし、町民・事業者・行政が景観上重要なものへの意識を共有していくことが重要です。ここでは、清水町らしい景観を明確にし、それを活かした景観整備を進めるための方策について整理します。

### (1) 景観資源及び眺望点マップの作成

- ・ 柿田川の流れや水辺の景観、富士山や徳倉山への眺望、雄大な河川の景観、旧東海道や農村集落の歴史を伝える建築物など、次世代に引き継いでいくべき清水町特有の景観資源や眺望点について、町民参加のもとで明確化します。
- ・ 大切な景観資源や眺望点を指定し、その場所や所有者、状況を整理し、良好な景観形成に役立てるよう整理するとともに、マップとして取りまとめることで、町民や事業者等へ景観上重要なものの意識共有を図るツールとして活用します。
- ・ また、景観資源や眺望点を指定することで、それを保全・活用するための景観まちづくり活動を誘発します。

### (2) 景観社会実験の実施

- ・ “プレイスメイキング”～空間の居心地がよくなり、にぎわいが生まれ、魅力が増し、まちの価値があがっていくこと～の考えのもと、すぐにでも実行可能なものや短期的に実現が可能なアイデアを集め、景観社会実験の実施を検討します。

#### 景観社会実験のイメージ

- 柿田川周辺における柿田川景観を楽しむ空間づくり実験
- 遊具やベンチの設置など柿田川公園における人が集まる空間づくり実験
- 丸池周辺における景観を楽しむ空間づくり実験
- 役場周辺における人々が集う空間づくり実験
- 工場との協力による試験的景観改善実験

### (3) モデルとなる景観整備の推進

- ・ 公共施設の敷地内や町有の未利用地などについては、モデルとなる景観スポットなどの整備を推進します。
- ・ モデルとなる景観整備に当たっては、清水町の景観づくりを先導するものとなるよう、景観資源の保全や眺望の確保を図るとともに、地点の状況に応じ、多くの人の交流を促すオープンスペースの配置や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの活用に努めます。



#### (4) 景観ガイドラインによる緩やかな誘導

- ・ 景観資源や眺望点の保全と活用を図りつつ、建築物や工作物等について、緩やかに誘導を実施するよう、景観づくりの方向性を示し、景観づくりのアイデア集ともなる各種ガイドラインを作成します。
- ・ ガイドラインにより良好な景観形成のための方策等について周知を図り、必要に応じ、法に基づく届出行為・景観形成基準等への反映を図ります。

##### ■ ガイドラインの作成例

- ・ 公共施設景観ガイドライン
- ・ 住まいのガイドライン
- ・ 地区景観ガイドライン など

### 6-3 他分野と連携した景観まちづくりを進めるための方策

景観まちづくりは、幅広い分野に関わることから、関係機関、庁内関係部署との連携により、進めていくことが必要です。本計画に示されたもののうち、他分野との連携が特に重要となるものについて整理します。

#### (1) 自然環境の保全と緑化の推進

- ・柿田川をはじめとして、清水町にとって自然景観は非常に重要です。良好な立地条件により市街化圧力が高く、自然景観保全のためには、市街化とのバランスを確保しつつ、自然環境の保全に計画的に取り組むことが必要です。また、住民主体の環境保全活動などと連携した自然景観の保全活動の展開等も考えられ、担当部局との連携・調整のもとで取組を進めます。
- ・市街地における花やみどりの景観は、都市に安らぎやうるおいをもたらすものとして非常に重要です。緑地量の確保のみでなく、清水町の風土に合ったみどりの確保など、みどりの質的な充実も求められます。都市におけるみどりの景観の確保のため、本計画の中でも都市緑化に関わる方策を示しており、計画的な都市緑化が望まれます。そのため、担当部局との連携・調整のもとで取組を進めます。

#### (2) 屋外広告物の規制と誘導

- ・屋外広告物は、都市のにぎわいや利便性のために設置されていますが、無秩序な設置は、良好な景観を阻害するおそれがあります。景観行政団体である清水町は、県との協議のうえ、屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができることから、条例制定に向けた調査・研究の取組を進めます。

## 第7章 計画の推進体制と進行管理

### 7-1 町民・事業者・行政の役割

景観づくりの主体である、町民・事業者・行政の役割を整理します。

#### (1) 町民の役割

- ・自らの暮らしが景観をつくることを意識し、個人や地域で協力しつつ、日常的な維持管理、美化、緑化などに取り組みます。
- ・町や地域の景観に思いをはせ、それを保全・改善するための活動に取り組みます。
- ・景観づくりへの意識を高め、町の景観形成の方針を理解するとともに、届出等のルールを守り、地域の景観形成に貢献するよう努めます。

#### (2) 事業者の役割

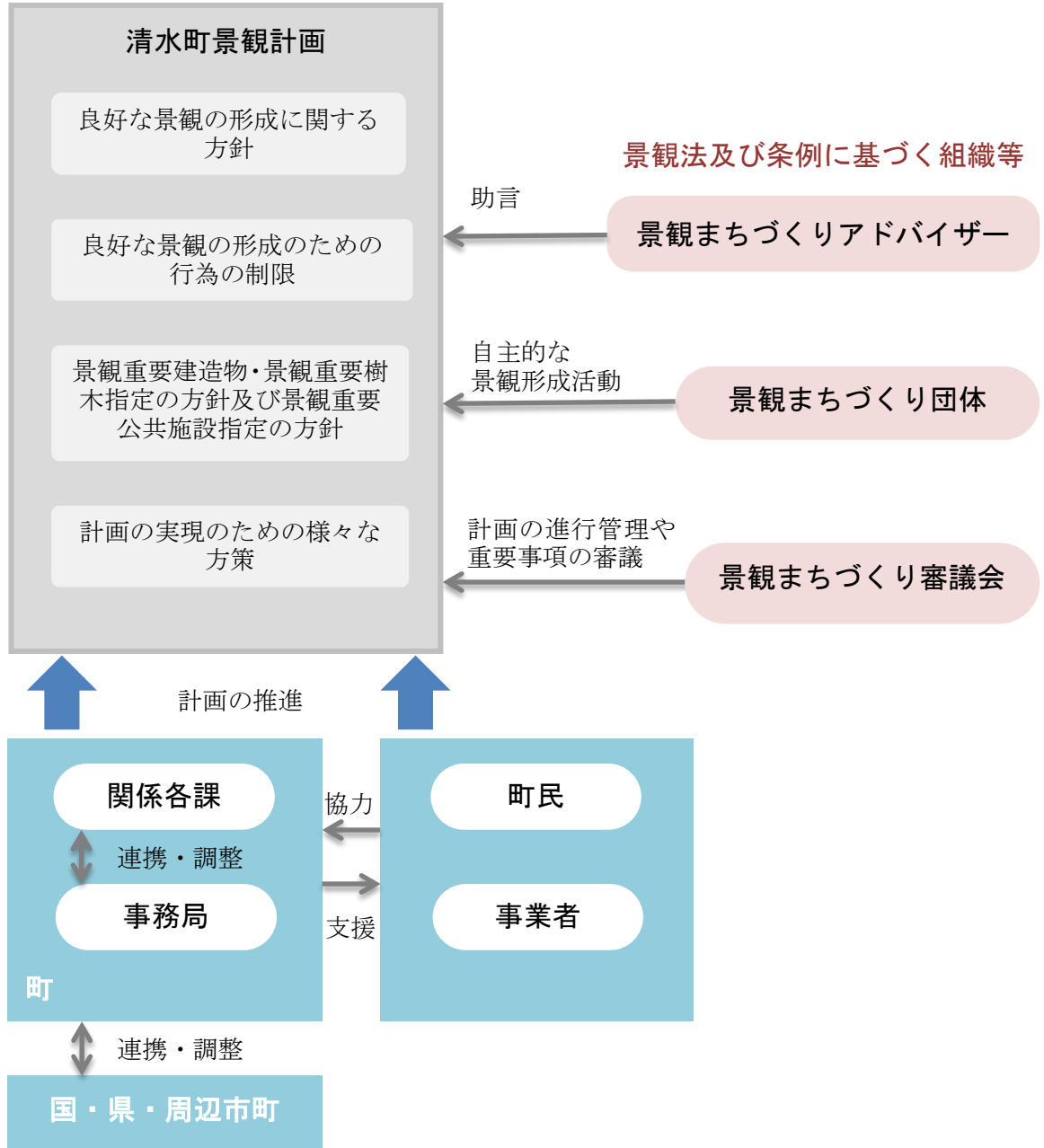
- ・自らの事業が与える景観への影響を意識し、事業活動を通して良好な景観形成に貢献します。
- ・町や地域の良好な景観づくり活動へ協力します。
- ・町の景観に影響を与える施設の整備に当たっては、町の景観形成の方針を理解し、届出等のルールを守るとともに、地域の景観形成に貢献するよう努めます。

#### (3) 行政の役割

- ・町民や事業者への積極的な情報交換や機会の創出などにより、良好な景観まちづくりへの自主的な取組を支援します。
- ・町が行う公共事業においては、庁内の関係部署との横断的な情報共有や協議により、本計画に示す景観形成の先導的な役割を果たします。
- ・行政の境界を超えて一体的な景観づくりの必要性がある場合においては、県や周辺市町等関係機関との連携を図り、役割分担を図りつつ景観形成を進めます。
- ・景観づくりは、自治会・NPO等の町民の活動など、幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との施策の連携・調整を図ります。

## 7-2 推進体制

町民、事業者、行政が協働により、良好な景観づくりを推進します。また、協働で景観形成を推進する環境づくりを進めます。



### ■景観まちづくり審議会

- ・景観づくりに関する重要事項を調査審議する機関として、町民や町民団体、関係機関、学識経験者などにより構成します。本計画の策定・変更や景観づくりに関する表彰、建築物等の届出の勧告等に関することなどについて、審議会における調査や審議の下で進めます。

### ■景観まちづくりアドバイザー

- ・公共事業や景観形成活動など、町の景観形成に関する重要な事項について助言等を得るため、学識経験者などをアドバイザーに選定します。
- ・また、地域の景観形成の取組を支援するため、住民などの求めに応じて、随時、景観に関する専門家をアドバイザーとして派遣します。

### ■景観まちづくり団体

- ・景観まちづくりの推進に寄与することを目的として、自主的な運営により計画的かつ継続的に景観まちづくりに取り組む活動団体を景観条例に基づき認定します。
- ・景観まちづくり団体の組織づくりを支援するとともに、それらの団体等が行う活動に対し、支援を行います。

### 7-3 進行管理

適切な進行管理により、本計画の実現性を確保します。

#### (1) 計画の評価

- ・ 景観資源や眺望点の状況評価、町民満足度評価、本計画における施策の実施状況評価を実施します。
- ・ 景観資源や眺望点の状況評価では、重要な景観資源や眺望点を景観まちづくりの評価地点として位置づけ、写真撮影による定点観測により景観の経年変化を評価します。定点観測により、景観変化の情報を蓄積します。
- ・ 町民満足度評価では、町民が景観についてどのように感じているかを、町民アンケートなどを活用して評価します。
- ・ 施策実施状況評価では、景観づくりの方針や実現方策について、進捗状況进行评估します。

#### (2) 計画の進行管理

- ・ 計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のPDCA サイクルを確立させ、定期的な景観まちづくり審議会の開催により計画の進行管理を行います。また、本計画は、まちづくりの方向性の変化や社会情勢の変化、町民・事業者・行政の合意形成の熟度に応じ、順次見直しを図ります。



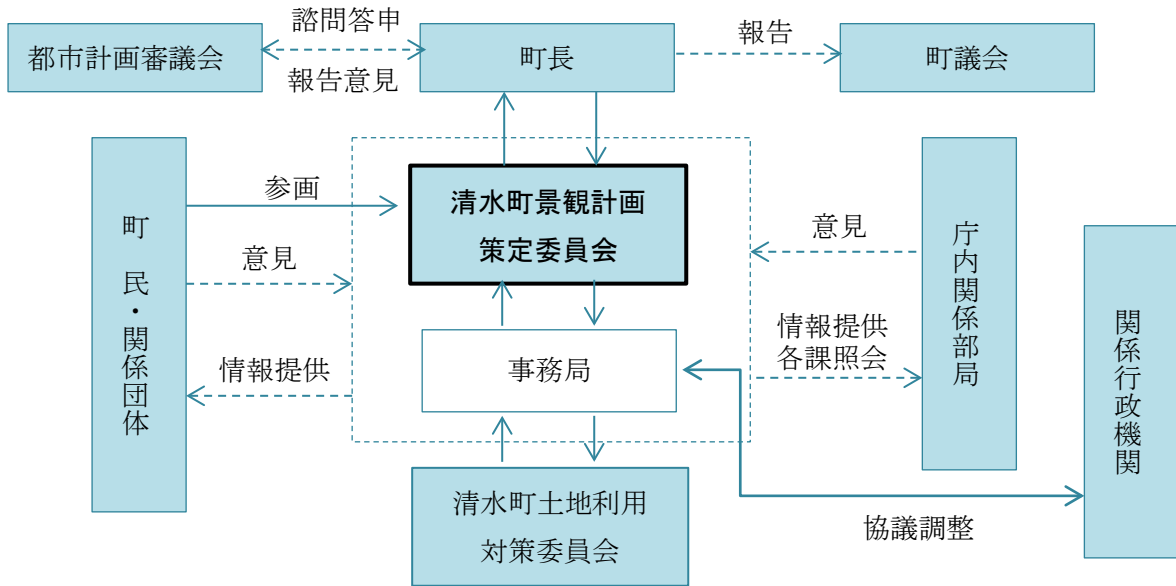
資料編

■清水町景観計画策定の経過

年 月	策定の経過
平成 27 年 8 月	清水町景観計画策定業務開始
	清水町景観計画策定体制準備
平成 28 年 2 月	第 1 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法の概要</li> <li>・ 景観計画とは (計画事項・対象区域・位置づけ・策定体制・検討スケジュール)</li> <li>・ 景観への取組の経緯及び他市町村の動向</li> <li>・ 景観の現状と課題</li> </ul>
平成 28 年 5 月	第 2 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画区域</li> <li>・ 景観づくりの目標・景観づくりの基本方針①</li> </ul>
平成 28 年 8 月	第 3 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観づくりの基本方針②</li> <li>・ 届出対象行為・景観形成基準の検討・設定①</li> <li>・ 景観重要公共施設、樹木、建造物等①</li> </ul>
平成 28 年 11 月	第 4 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出対象行為・景観形成基準の検討・設定②</li> <li>・ 景観重要公共施設、樹木、建造物等②</li> <li>・ 計画の今後の展開と景観づくりの支援方策の検討</li> </ul>
平成 28 年 12 月	清水町土地利用対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町景観計画（案）</li> </ul>
平成 29 年 1 月	第 5 回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町景観計画（案）</li> <li>・ パブリックコメント及び住民説明会について</li> </ul>
平成 29 年 2 月	パブリックコメント（平成 29 年 2 月 1 日～3 月 2 日まで） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町景観計画（案）</li> </ul>
平成 29 年 3 月	町民説明会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町景観計画（案）</li> </ul>
	清水町都市計画審議会 諮問・答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町景観計画（案）</li> </ul>



■ 策定体制



■ 清水町景観計画策定委員会委員

氏名	所属	備考
西浦定継	明星大学理工学部総合理工学学科教授	委員長・議長
中島直人	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授	副委員長
高野敏光	清水町区長会	
峰田俊子	清水町女性連絡会	
久保田博明	清水町商工会	
久保田俊治	公募	
森嶋勝美	公募	
市川恵一	公募	



---

清水町景観計画 平成 29 年 6 月

編集・発行 清水町都市計画課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

電話：055-973-1111（代表）

---





清水町